

平成23年第2回基山町議会（定例会）会議録（第4日）									
招集年月日		平成23年6月10日							
招集の場所		基山町議会議場							
開閉会日時		開会	平成23年6月15日9時30分				議長	後藤 信 八	
及び宣告		散会	平成23年6月15日16時38分				議長	後藤 信 八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	
	1 番	神 前 輔 行		出	8 番	大 山 勝 代		出	
	2 番	久 保 山 義 明		出	9 番	片 山 一 儀		出	
	3 番	牧 藺 綾 子		出	10番	品 川 義 則		出	
	4 番	木 村 照 夫		出	11番	林 博 文		出	
	5 番	河 野 保 久		出	12番	松 石 信 男		出	
	6 番	重 松 一 徳		出	13番	後 藤 信 八		出	
	7 番	鳥 飼 勝 美		出					
会議録署名議員		3 番	牧 藺 綾 子			4 番	木 村 照 夫		
職務のため議場に 出席した者の職氏名		（事務局長） 古 賀 敏 夫			（係長） 鶴 田 し の ぶ			（書記） 寺 崎 一 生	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	小 森 純 一			こども課長			毛利 俊 治	
	教 育 長	大 串 和 人			農 林 係 長			高 木 久 幸	
	総 務 課 長	小 野 龍 雄			生活環境係長			内 山 十 郎	
	企画政策課長	岩 坂 唯 宜			まちづくり推進課長			大久保 敏 幸	
	財 政 課 長	安 永 靖 文			会 計 管 理 者			平 野 勉	
	税務住民課長	重 松 俊 彦			教育学習課長			内 山 敏 行	
	健康福祉課長	眞 島 敏 明							
	議 事 日 程		別紙のとおり						
会議に付した事件		別紙のとおり							
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

会議に付した事件

日程第 1		一般質問
1. 河 野 保 久		(1) 道路行政について (2) 教育行政について
2. 品 川 義 則		(1) 安心・安全なまちづくりについて (2) 図書館建設について (3) 合併問題について
日程第 2	第29号議案	基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 3	第30号議案	基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 4	第31号議案	基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 5	第32号議案	基山町税条例の一部改正について
日程第 6	第33号議案	基山町敬老祝金支給条例の一部改正について
日程第 7	第34号議案	基山町監査委員の任命について
日程第 8	第35号議案	町道の路線の廃止について
日程第 9	第36号議案	町道の路線の認定について
日程第10	第37号議案	佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について
日程第11	第38号議案	平成23年度基山町一般会計補正予算（第 1 号）
日程第12	第39号議案	平成23年度基山町下水道特別会計補正予算（第 1 号）
日程第13	報告第 3 号	基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第14	報告第 4 号	基山町土地開発公社の事業報告について
日程第15		委員会付託

～午前 9 時30分 開議～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第 1 一般質問

○議長（後藤信八君）

日程第 1. 一般質問を議題とします。

まず初めに、河野保久議員の一般質問を行います。河野保久議員。

○5 番（河野保久君）（登壇）

おはようございます。5 番議員の新人の河野保久でございます。傍聴の皆様のお姿を見て、改めて職責の重さを痛感しております。議員になる前は、私自身、地域の人々と力を合わせて行動し、実行していくこと、このことを何よりも大切にして活動してまいりました。議員になってもこのスタイルは変えないで、住民としての目線を忘れず、誠心誠意、元気に、目いっぱい町の行政に取り組んでまいりたい、基山町のために頑張りたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告のとおり一般質問に入りたいと思います。

今回の私の質問は、次の 2 点でございます。

まず第 1 点は、白坂・久保田 2 号線の改良工事、通称けやき台の通り抜けの問題についてでございます。この問題は、私自身が今後、基山の諸問題を考えていく上で、自分の気持ちの中でこの問題の整理が必要と感じ、今回取り上げさせていただきました。

2 つ目は、新任の教育長を迎え、基山の教育行政がさらによい方向に向かうことを期待して、教育行政全般についての御所見を伺いたく、質問させていただきます。それでは、これから具体的な質問に入らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず第 1 点に、道路行政についてでございます。

中央通りの通り抜けの問題については、2 点で詳しく御質問させていただくこととして、まず第 1 点に、道路行政全般に対しての町の基本的な姿勢、どういうところに配慮し、どういうところを考慮してやっていくのか、そのことについて、まず基本的な考え方を町側にお伺いしたいと思います。2 点目からは具体的に中央通りの通り抜けの問題について、何点か

御質問させていただきます。

まず第1点は、私は以前、前天本町長時代に天本町長とお話しさせていただく機会がございまして、そのときいろいろ話をした中で、天本町長からこういうお話を聞きました。この問題は、国道3号線が4車線化となって、筑紫野有料道路が無料になったら、住民の皆様の意見を問うた上で、イコール私は住民の理解を得ながらというふうに解釈しております、その上で決定するというお話を聞き、私も現在については、そういう認識でこの問題を考えております。この認識について、こういう考えで町の認識は間違いないのでしょうか、その辺をまずお答えください。

2番目までは、その中で我々、僕が住民としていろいろ話を聞いていく中で、なかなか経過が僕の耳に入ってこなかった、したがって、この問題の本質を知る上では、現在までの経過をきちんと知ることが、まず僕の仕事かなというふうに思いまして、まず、経過をできる限り詳細に示していただきたいと思います。

3点目は、そうやって取り組んでいった中での反省点を示してください。僕自身は、説明会での、何かあれ、いい思い出としては全然残っていません。何かそういう説明会のやり方等、反省点は町側にも多々あると考えております。その点をお聞かせください。

4点目は、その2点目、経過、それから3点目の反省点を踏まえた上で、この問題を町側はどう取り組んでいこうとしているのか、御所見を伺いたいと思います。

2点目は、教育行政についてでございます。

教育基本法の中には、第17条に教育振興基本計画、その2項にこういう文言があります。地方公共団体は、前項の計画を参酌し、これはどういう意味かということ、国はいろいろな具体的な計画を立てて、国民に知らせなきゃいけませんよという文言が第1項にございますが、その計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならないとうたっております。

そこで、教育長にお伺いいたします。

まず第1点です。町の教育に対する基本的な方針は作成しているのでしょうか。この辺がいろいろインターネット等、探してみても、何かそれに思い当たるようなものが、なかなか僕の耳には入りませんでしたし、先日の新人研修の中で、これのたぐいの資料が何か参考としていただけののかなと思っていても、そこでありませんでした。それなので、そのような計画があるのかどうか、ここで確認させていただきたいと思います。

2点目は、学校教育の問題です。

学校教育で学力の向上を図るというのは、これは当然のことだと僕も考えております。ただし、学校教育はそれだけであってはならないと僕は考えております。学校教育は、学力の向上のほかに、何か町として重きを置いて、このことだけは子供に教えていかなきゃいかんというものがなければならないと僕は考えております。そのような学力の向上のほかに重きを置いている点はございますでしょうか。御所見をお聞かせください。

3点目は、私、長い間、青少年育成会の町民会議の副会長という職責を担わせていただいて、大変子供たちと楽しい有意義なひとときを過ごさせてまいりました。その中で1つ、現在はこども課と共同で、子供の居場所づくりという中で、農業の作物づくりとか、そういう非常に貴重な体験活動を行っております。これは非常に僕、有意義な、今までの基山の中にない、有意義な活動だなと自分自身では思っております。ただ、一つの事業としてやはり1年間通じて子供たちと大人たちが一つのテーマ、それはどういうテーマでも、この後、具体的には述べてまいりたいと思いますけれども、一つのテーマで体験、または研究活動をして、それをみんなの前で子供たち、大人たちが一緒になって発表していく、1年の成果として発表していく、そういうような活動があってもいいのではないかなと。これは広く異世代の交流にもつながりますし、広い意味での子供と大人のいい交流になると僕は考えておりますので、そのような事業を展開するお考えがあるのかどうか、お考えをお聞かせください。

4番目です。町民会館、体育施設の指定管理者制度が導入されて3年目を迎えております。いろいろ問題もあろうかと思えますし、これからやっていかなければならない点も見えてきていると思います。そこで、次の2点について、おのこの施設別に、できるだけお示ください。

まず第1点です。導入して2年間の実績、総括、この辺はどういうふうにお考えなのでしょうか。

2つ目です。今後は残る2年間、どのような課題を抱えているとお考えでしょうか。具体的にできたらお示ください。

最後になります。5番目です。

町民大会が僕自身はマンネリ化していると思います。町民大会自体の意義は、僕は否定するものではございません。むしろ基山のイベントの中で、全地域の住民、全世代の住民が1つに集える、大変有意義なイベントの一つであると僕は認識しております。ですから、非常

にマンネリ化していること自体には残念に感じております。

そこで、何か町として、より発展する町民体育大会にするために、何か具体的な打開策、解決策等お考えなのでしょうか。その点をお聞かせいただきたいと思います。

以上で私の第1回目の質問とさせていただきます。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。河野保久議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、私のほうからは、1の道路行政についてということ、これに関してお答えいたします。次の2の教育行政についてということは、教育学習課、教育長のほうにお願いいたします。

道路行政についてでございますけれども、(1)道路行政に対しての基本的な考え方を示すということです。配慮、考慮していることなどということでございますが、道路につきましても、やはり既にもう着工計画中のもの、これはやっぱり続行するということだと思います。それから緊急性、そして、必要性、公共性、それから将来性といいますが、将来これは必要になるんだと、今やっとなきゃいかんというような、そういうこと、それと、費用対効果、このあたりを考えて、優先性、優先順位をつけていくと。また、当然財政的な問題も十分に勘案して進めていかなければならないというふうに考えております。

(2)の白坂・久保田2号線の改良工事の件ということです。

アの基本的な考え方は、3号線が4車線となり、筑紫野有料道路が無料になったら、住民の意見を問うた上で決定するというところでございます。それをどう今認識しているか、これに間違いはないかということでございますけれども、前の町長もそう申してあったということ、それから、私としましては3号線の拡幅、4車線化、そして有料道路の無料化ができた後には開通という、それは私も耳で聞いてはおりました。しかし、それが実際私が確認したというわけでもございませんし、そういうこともございまして、その後に住民の皆さんに説明もし、御理解をいただこうということで、私自身申し上げてきましたし、職員もそういうふうなことも言ったと思います。そういうことでございますから、今もその考えに、基本的には変わっていないということでございます。

それから、イの、現在までの経過をできる限り詳細に示せということです。

平成18年に地区懇談会に出向き、今申し上げたような基本的な考え方を話しております。それから、平成21年3月議会の当初予算で、白坂・久保田2号線道路改良に係る測量設計業務委託料4,649千円の予算措置を行い、その後、6月議会で町道路線の廃止及び認定をし、9月3日に若基小学校で道路改良に係る説明会を開催したと。そして、12月議会で道路改良の先送りを表明し、平成22年3月議会で測量設計業務委託料の4,649千円の更正も行ったということでございます。

それから、ウの、これまでの取り組みの上での反省点を示せということでございます。

平成18年の地区懇談会開催後、平成21年3月議会の当初予算で、測量設計業務委託料を予算措置するまでの間、住民の皆様方に説明会をしていなかったということ、そして、9月30日に説明の会合をいたしましたけれども、その説明の仕方についても問題があったかなというふうに私も認識はしております。

それから、エの、イ、ウを踏まえた上で今後どのように進めていくかということです。

現段階では先送りという考え方でございますので、今後、先ほどから申しております、地元の皆さんにも説明、話し合いをするなど慎重に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

2つ目の質問の教育行政について、お答えをまいります。

町の教育に対する基本方針は策定しているかということでございますが、策定はいたしております。

続いて、学校教育で学力の向上のほかに重きを置いていることはというお尋ねですが、学校において、学力の向上に力を入れて取り組むことは申すまでもありません。議員お尋ねの、それ以外に力を入れて取り組んでいることについてお答えをいたします。

小学校においては今年度より、中学校については来年度より、新しく改訂された学習指導要領において、以前の指導要領から引き継がれた理念、生きる力の理念を中心に据えて、学校教育の全領域において取り組んでまいります。

本町においては、小学校において改訂された指導要領にのっとり、英語活動に力を入れております。そのほか、信頼される学校づくりを目指すため、学校、家庭、地域において学校評価を行い、学校運営の発展と改善を目指しているところでございます。

また、社会的、職業的自立に向けて必要な基盤となる能力と態度を育てるために、発達段階に応じたキャリア教育にも力を入れております。最近、社会問題化している、学校における不登校やいじめの問題については、その解決に向けて児童・生徒に寄り添った取り組みを行っています。

最後に、情報化の進展に伴い、情報技術の活用を目指した情報教育の充実や、障害のある児童・生徒一人一人を大切に、大事にした特別支援教育についても重きを置いて、取り組んでいるところでございます。

続いて、(3)番目、青少年育成町民会議の独自の活動と、年間を通じて1つのテーマで体験活動か研究活動の事業を展開する考えはあるかということでございますが、青少年育成町民会議の活動につきましては、6月15日の総会で審議、決定されると思いますが、今年度については幹事会等も終了しており、新たな取り組みは計画されていないというところでございます。

(4)番目の、町民会館及び体育施設の指定管理制度についてのお尋ねでございますが、アの、導入して2年間の評価、総括についてお答えしてまいります。

基本協定書における協定管理の運營業務が円滑にできるように、毎月末に教育学習課と指定管理者による指定管理業務会議を行っています。また、年間の利用状況や利用料金の収入状況や、管理運營業務の実施状況などの報告を受け、教育委員会内部での評価及び社会教育委員会での外部評価を実施しています。

21年度については、町民会館及び体育施設の運営については利用申請受け付けの利便性を図るなど、外部評価についても適正な処理がなされているとの判断をいただいております。適切に業務が遂行なされたものと考えております。

22年度につきましては、収支報告書が6月に出るため、その後に評価を行います。なお、おおむね適切に業務が遂行できたものと考えておるところでございます。

続いて、イの今後の課題でございますが、町民会館においては指定管理者による主催事業等の積極的な実施による利用促進と活性化、体育施設についても自主事業の取り組み、利用者拡大等が課題と考えています。また、指定管理施設の経年老朽化等による施設改善で、町

と指定管理者の役割分担協議や、計画的な補修計画策定等が必要になってくると考えております。

5番目の、町民体育大会のマンネリ化についてでございますが、このことについては毎年体育指導委員会、体育部長会などで協議をしていますが、種目の見直し程度で、大きく変更するには至っておりません。今後は、町民体育大会自体のあり方についても、検討をしていく必要があると考えているところではございます。

以上、お答えいたします。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それでは、個別質問に入らせていただきます。

一問一答ということでございますが、この問題については僕の認識の中では、今のまちづくり推進課長の方は大久保課長ですかね、当時は課長でおられなくて、当時の課長は平野課長であったように僕は記憶しております。特に、説明会の印象が強烈だったものですから、そういう認識を持っております。そうなので、お答えのほうは町長であり、まちづくり推進課長であり、どちらでも結構でございます。できれば町長の基本的な考え方を伺えればということで僕は考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず第1点目、道路行政の基本的な考え方ということで、着工計画中のものは続行してやっていく、これは僕、当然のことだと考えておりますので、全然全く異論はございません。きちんと責任を持ってやっていただくというのは、当然のことだと考えておりますし、ただ、その中で1つ考慮していただきたいのは、これからの工事もございますでしょうが、安全性。住民の安全性、これがまず第一に担保されなければ、僕は続行する意味も、計画して実行していく意味も何にもないと思います。事故があってからでは遅いので、計画を進める上では、そのようなことをきちんと皆さんと相談しながら、住民と御相談しながら、問題点を一つ一つ解決して、安全性の向上という観点に立って、進めていただければなというふうに考えております。

それから、いろいろそのほか必要性とか優先性とか費用対効果とか、町長言っていただきました。財政的な面も考えてやっていかなきゃいけないんだよという御説明もいただきました。その中で僕としては、これは私個人の見解なので、それがイエス、ノー答えていただく

必要はございません。ただ、僕としては必要性、まず、その道路の必要性がまず一番ではないかなというふうに考えております。

そこで、まず、町長のそのいろいろ挙げた中で、全部がと言われたらそれまでなんですが、これがやっぱり一番よというような、計画性であるのか緊急性であるのか、費用対効果を考えるのか、どれが一番と町長としてはお考えなのか、その辺のお考えをお聞かせください。まず第1点目の質問です。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

これは緊急性といたしますか、緊急性イコール危険度といたしますか、危険性があるというようなこと、それはもう、まず優先しなきゃいけないのかなと。第一にと言われれば、その辺だと思います。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

よくわかりました。それと、もう1つ確認しておきたいことがございます。

この中で、僕は住民がどのように、その決定に関して参画していくのか、その辺のことは町としてはどういうふうにお考えなんでしょうか。僕としては住民の意志の確認、いろいろ相談等は策定前にやっておくことが必要ではないかな、スムーズに事業を進める上では不可欠なことではないかなと考えております。それがなければ、決定したら、もうこれは町でやるんだから、おまえら黙ってろよというふうにしか住民には聞こえないこともございます。その点のお考えをお聞かせください。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

前のことをいろいろ言ってもいかがかと思いますが、やっぱり従来はまず行政のほうである程度計画をして、そして、これを住民の皆さん方に説明するにも、なかなか説明しようがないというようなことで、ある程度もう設計もしまして、できたものを説明するというような、そういう順序だったんじゃないかなと思います。確かにそれもあろうと思います。

しかしながら、河野議員おっしゃいますように、やはり事前の説明といいますか、納得了解、これはやっぱりまた必要だと。どちらが先かということでしょうけれども、やはりその前に了解は、理解はしていただきときたいと。これがないと、後でまたどんでん返しみたいなことにもなりかねませんものですから、これから先の行政の進め方というのは、やっぱりそうじゃないかなと。それから、そこにはなかなかやっぱり難しい面もあると思います。最初からだめだというような、全体の意見がそういうのであれば、もうそれはいたし方ないと思うんですけれども、ごく一部の方が反対だとおっしゃるような、そういうケースも説明の中では出てくるかもしれないというような、そうしたときには、やっぱり地域の皆さん方のある程度の合意形成といいますか、そして、我々との話し合いといいますか、そういうことの段階を踏んだ上で、ある程度の合意形成ができた時点で実行していくということで、私は、これはなかなか、なれないと難しい面もあると思います。それから、住民の方の御理解もいただかなきゃいかなとと思います。難しい面もございますけれども、私自身の進め方としては、そういうことでいきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ぜひ、そのようなお考えであるなら、このけやき台の中央通りの問題、これからどうするのか後で質問いたしますけれども、そのことだけに限らず、ぜひそのようなお考えを町長がお持ちなら、リーダーシップを発揮していただいて、そういう方向でいろんな行政に取り組んでいただきたいと僕はお願いいたします。

それから、第2点目に入ります。

無料化された後、僕の認識に間違いはないということなんですが、1つだけ確認をさせてください。御理解をいただいた上でというような意味の町長発言があったと思いますが、御理解をいただいてというのは、しつこいようですが、住民の意見を聞いた上でと、十分説明した上でと判断してよろしいんでございましょうか、お聞かせください。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

一口に言えば、そういうことでございます。なかなか難しい面も、同じ地域の方でも利害

が相反するというようなこともありましようけれども、やはりそこは先ほど申しますように、合意形成というような、そういうことで理解していただいて実行するということだと思っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ぜひですね、ぜひ、もうしつこいようですけれども、僕はあの説明会が骨の髄までしみて、何か頭にいつも残っていて、非常にいたたまれない気持ちになることもございます。住民の意志は、決して町の行政に協力しないということではないと思います。ただ、やはり住民の意志も尊重していただいて、聞いていただいて、何でそういうことをやっていただかなかったのかなという思いが強くなりますし、私の耳にもいろんなところから入ってまいりますので、しつこいようですが、確認させていただきました。

3点目に、経過の説明がございましたが、そのことについて何点か御確認をさせていただきたいと思います。

まず、18年度の地区懇談会に出向き、基本的な考え方を話しましたということですが、これは、けやき台だけだったんでしょうか、けやき台の各区だったんでしょうか。従来の1区から14区のほうまで含めてということだったんでしょうか。その辺の確認をさせてください。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

大体けやき台ということでございます。それから、6区の懇談会では、その辺のところもお話ししたと記憶しております。その他の地区では特にはいたしておりません。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

今、6区ではやったというお話がありましたけど、これは先日、林議員のほうからありました長崎街道何ちゃらかんちゃらプロダクト、そのかわり合いがあったのでしょうか。この道路の開通と関係があったからということで、そういう説明会をされたということでしょうか。その点の確認をさせてください。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

直接的に長崎街道がどうだったから、それじゃ、6区に説明をしとこうというような思いではございませんでした。ただ、これを急いだということは、やはり将来を見据えれば、長崎街道がちらちらしたということは、確かに否定はいたしません。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ちらちらしたということだったですね。ちらちらだったんですね。必ずという意味ではなかったわけですね。はい、わかりました。

それでは、その次に、その説明会には僕も16区の住民だったものでございますから、出させていただきます、このときにも、さっき2番目で問うたようなことを町長にもお願いしたし、そういうことは覚えていていただいてございましょうか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

いろんな方が、もうそれこそ、もうちょっと耐え切れるかというぐらいの、いろんな意見をいただきましたから、河野議員から直接何かこう言われたという覚えは、申しわけございませんけれども、ちょっとございません。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

僕から聞いたんじゃないくて、住民の方からもそういう意見であったという御認識はあるわけですね、はい、わかりました。

では、その次に、ちょっと説明会のことは反省点のところでいろいろお伺いするなり、私の考えを述べさせていただくこととしまして、説明会を開催後、その年の12月議会で道路改良の先送りを表明したと。先送りというのは延期ということによろしいんでしょうかね。会議録を見ていると、22年の12月だったかな、前平田議員さんの御質問で、「どういうこと

なんですか、延期なんですか、中止なんですか、白紙に戻すのですか」というような質問があったときに、町長は延期だというふうにお答えになっていますが、その先送りというのは、延期ということで間違いないですね。

では、間違いないのなら、その延期にした、先送りにした理由が何か、ここではわかりません。なので、その先送りした理由を教えてください。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

それは説明の仕方の反省ももう感じておりましたし、それから、地元の皆さんの合意形成もなかなかできていないし、理解も得られないということでございます。

それから、そのほかにも実を申しますと、計画といいますか、例えば城戸1号線とか神の浦の埋め立てとか、そういう計画もあるものですから、それじゃ、そちらを先に、それこそ優先、神の浦あたりはやっぱり危険性ということもございましたものですから、優先させていただこうということで、それじゃ、そんな3つも4つも一緒にはできませんし、もうしばらく皆さん方と話し合いをしていただいて、先送りをさせていただこうということでございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

では、しばらく、僕はあの説明会の雰囲気を見ておったら、町長びびっちゃったんじゃないかなということを感じるぐらい、かなり強烈な反対があったというか、その声が先に出ちゃったかなという流れもあったと思うんですけども、その中で、住民として失礼な態度をとられた方もあったし、そのことについては、僕は一住民としては反省しなきゃいかんと思うところもあります。ただし、やっぱりそういう住民の声があったということも大きな要因であったというのは確かでございますか。御確認させてください。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

それは、もう先ほども申しますように、いろいろな考え方があるということでございます。

から、そのとおりでございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○５番（河野保久君）

それから、まだ議員になって間もないもので、委託料を先送りした後に、更正を行いましたという説明がありました。この更正というのは、具体的に言うと、どういうことなんですかね。金額なくしちゃったとか、予算をなくしたというか、そういうことなのか、それとも減らしたのか、どういう意味合いなのか、ちょっと今後のためにお教えいただければと思います。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

この件につきましては、議会で一応御承認、議決をいただいております、それを取り下げるということでございます。更正とは、要するになくすと、減額するなり、なくすなりということでございますから、それで議会からちょっとおしかりを受けたということでございます。それでも、やっぱりあえて今強行する問題じゃないということで、議会にもお願いして更正をさせていただいたということです。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○５番（河野保久君）

それでは、しつこいようですが、確認ですが、次回もしこのお話をするとしたら、こういう手順を踏むこともあり得るよと、こういう予算をつけてやることもあり得るよという認識でよろしいのでしょうか。委託設計料なりを予算化してからスタートするという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

当然皆さん方の御意見を伺って、ゴーということであれば、やっぱり設計にかからなきゃいかん、そのためには予算計上をしなければいかん、議会の議決を得るというようなことにな

ります。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

わかりました。それでは、3点目の反省、経過を踏まえた上での反省、説明会がなかった、これがあつたので、ちょっと気持ちが救われたような気がしました。実は、僕もこれを非常に感じておりました。当時、僕、区長代理をやっておりました、けやき台の4区の区長の集まりがあるたびに、何とか説明会を早くやってもらえないか、4区でお願いに行こうねというふうな合意ができて、僕自身は当時現職だったものでございますから、直接町長のもとに出向いたことはございませんが、区長会の4名の方が行っていただいて、何回もお願いしたという話は聞いております。

それなのに、何でこの説明会が行われなかったのかなと。反省しているのはわかります。やっていなかったんだから、当然反省してもらわなきゃ困ります。ただ、なぜそういう説明会が行われなかったのか、これは何か町のほうの考え方に、いろいろぶれがあつたり、そういうことだったんでしょうか。それとも単純に忘れたという怠慢だったんでしょうか。この辺だけは、ちょっと確認させといてください。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

その当時、まだ大久保課長も課長じゃなかったものですから、なかなかその辺が言えないところだろうと思いますけれども、それと、その辺は私の責任ということでございますので。さっきも申しましたように、従来からの考え方としますと、やはりある程度設計もして、それを提示して、それに対すると、それだったら、今度は逆にもう、これありきじゃないかというような議論にもなるとは思いますけれども、やはり以前のその辺が、私自身にも頭にあつたということも否定はいたしません。

それと、そうですね、たしか私の記憶によりますと、6月ごろ区長さん方から説明会をというようなお話ございまして、そういう、先ほど申しますような認識のもとで、それじゃ、まず区長さん方に説明させていただこうということで、7月ごろですか、それをやったことは確かにあつたと私は思っております。そして、住民の皆さん方というところまでは、考

えが及ばなかったということで、そういう点での反省ということでございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

今、区長にだけは説明したというお話があったの、僕それは初めてなんですけれども、区長さんだけに言って、やったよみたいな考え方でいられるなら、非常に区長さんにとっては、逆に言うと、責任を押しつけられたというような感覚になったんじゃないでしょうか。その辺は十分御反省いただければと思います。その点の認識だけは十分変えないように、今後も進めていただきたいと思います。

それから1点ですね、説明会のやり方でちょっと、今後のこともありますので、これはけやき台だけかもしれませんが、考えていただきたいことがございます。

まず、日時の問題でございます。たしかあれは普通の平日の夜、7時半から若基小学校の体育館だったという認識がございます。これは甘いかもしれません。やはり住民が出てこないのは、住民が悪いのよと言われたらそれまでですが、ただ、環境の整備としては、けやき台の人間は現職が多うございます。そういう方々がやっぱり出やすいような日時設定をしていただくなり、場所を設けていただくなりしないと、出たくても出られないという環境も現実にはございます。今働き盛りの人間が多うございます。むろん、年々高齢化してきておりますので、僕もその一人でございますが、フリーな人間もおります。ただ、やはり大多数を占めている、しかも彼らは納税者でございます。そういう方々の意見もきちんと受けとめるような場を、まず設定していただくという努力は必要ではないのでしょうか。まず、これが僕、あの説明会に行って、まず感じたことです。

それから、あそこに行って、まずびっくりしたのは、ちゃんと司会者がいて、説明者がいて、町長がいて、で、説明会が行われるのかなという認識で、僕はその説明会に一住民として出向きました。そしたら、会場で渡されたのは紙切れ1枚渡されて、これはこういうふうにしたよというようなことだけで、説明で、経過の説明も何もなかった。それで、僕に言わせると、あれは説明会じゃなくて、これを実施するよという報告会じゃなかったのかなというような認識しか、僕自身は今持っておりません。なので、やはりああいう公式な説明会をやる場合には、だれが司会をやるのがいいとか、そういう考えは僕はありませんけれども、例えば総務課長なり企画政策課長の方が何らかの形をとって、議事の進行を進めてい

ただいて、その上できちんと説明するところは説明していただいて、町長の御答弁もいただいたり、住民の意見も聞いたりというのが本来の説明会ではないかなと、僕はそういう認識で行ったものですから、あのときの説明会のギャップはすごく大きかったです。だから、僕もそれまでは、必要ならしやうがないよねと、僕自身の考えです、安全性が何か担保されるなら、しやうがないよね、町のためなら通さなきゃいかんかもしれんよねという考えでいました。ただ、あれを聞いたら、こんなことをやるんだったら、やっぱり反対よねと、とりあえず反対よねというような考えにならざるを得ないような雰囲気であったということだけは、もう町長も痛いほど感じていたと思うので、そのような説明会にならないような場所づくり、環境づくりを、今後行うようでしたら十分設定していただいて、開催していただきたい。

それともう1つ、僕はけやき台の人間として、あそこが町道であるという認識は十分持っております。だから、行く行くは通さなきゃいけない、必要性があるということも感じております。ですから、ただ、そのときの通す理由が、非常に町長の説明があいまいだったような気がします。何か旭化成が従来この町がここを通すようになっているから、ここを通すんだよみたいな説明にしか住民としては受け取れなかった。そうじゃなくて、僕が必要性が第一ですよと考えたのは、やっぱりどういうことで必要なんだという説明をきちんとしていただければ、僕はけやき台の人間の人だって、地元の人だって、それほど理解のない人間じゃないと思っています。良識のある人間だと思っていますので、今後やる際には、そういうことも考慮してやっていただければなと思います。これに対する答弁は要りません。

なぜ僕がこれほどしつこく住民の意志、意志と申すかといいますと、やっぱり反省点が生かされないと、ああいう説明会をやって、みんなが不愉快な思いをした意味すらなくなっちゃうんですよ。じゃなくて、やっぱりああいうことがあったということは、今後いろんな行政、この道路行政だけじゃなくて、いろんな問題を住民と御相談する上では、こういうこともあり得るよということになっちゃうんです。だから、十分この問題を、住民一つの道路行政、久保田線通り抜けの問題だけじゃなくて、全体の行政の問題と市政の問題としてとらえて、考えていただければなと、反省していただければなというふうに僕は思います。

そして、一部で僕が非常に不快に感じているのは、あそこが通らなかったのは、一部の人ですよ、全部の方が言っているというわけではございません、耳に入ってくるのは、けやき台が反対したからあそこは通らんかったんやろうというふうなことで耳に入ってくることでございます。僕はそれに対しては、この問題は、きつい言い方かもしれませんが、ここまで

に持ってくる町のミスリードだと、僕はそういう認識をいたしております。ですから、今後はいろいろな面で、そういう行政側の方が住民に説明する上で、ミスリードのないように指導力を発揮していただきたいということをお願いとして、この問題については終わらせていただきます。

では、2点目に、教育行政についてお考えをお聞きしたいと思います。

教育長、どうも御就任おめでとうございます。前任の教育長以上に期待しておりますので——そう言ったら、以前の教育長に失礼が、済みません、さらなる教育行政の発展へと願って質問させていただきます。細かいところについては、おいおいこれから長い議員生活の中で、議論を戦わせていただければなということなので、ごく一般的なところで今回は質問をさせていただきます。

まず、先ほど基本的な計画があるというような御答弁だったと思うんですが、具体的には、何か名称とかそういうものがあるんでしょうか。僕、一生懸命町のホームページを見てみても、何とか計画基本法とか何とか、何か作成法とか何とか、そういうものがなかったものですから、それとも僕の見方が悪かったのか。それと、先日の新人研修でも、当然教育行政の基本的な考え方ぐらい教えてくれるのかなと、僕は期待して行ったのに、何の資料もなかったの、具体的にどういうものがあるのか教えてください。

○議長（後藤信八君）

教育長。

○教育長（大串和人君）

まだ今年度版を一般には配布しておりませんが、平成23年度基山町教育の基本方針というタイトルで、約20ページ程度で原稿といいますか、そういうものができ上がっておるところでございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

私も長いこと青少年育成会の活動をさせていただいたというのは、さっき申しましたとおりでございます。そこで、その長い間やっている間に、何とか計画基本法というのがあって、役場に行って、そんなに大切なものなら、町に置いてあるのかなと思っていたら、僕が見落としていたんでしょうか、見落としていたのなら済みません、ごめんなさいです。年度別に

これは作成されているわけですね。

○議長（後藤信八君）

教育長。

○教育長（大串和人君）

そのとおりでございます。置いた場所については、昨年度まで、まだ十分に私はどの程度まで置いていたかというのは理解しておりませんが、今年度については、議員今おっしゃられたことを参考にしながら、例えば町の情報公開コーナーでありますとか、図書館でありますとか、学校はもちろんですが、そういう関係機関には置くようにしたいと思っているところでございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

広く目に触れるような形で、ホームページ等の掲載も含めてですね。重要な問題だと思います。教育行政というのは、学校だけ面倒見ていればいいよというわけではなくて、生涯教育という問題もございますし、広く言えば、家庭の教育もこれから必要でございます。そういうような面も僕は教育行政の中で含んでいるんじゃないかなという認識なので、やっぱり広い住民の方々が、その基本的な町の考え方を知らないで、何ができるんかいなという思いがあったものですから、こういう発言をさせていただいております。本意はそういうところでございますので、ぜひ創意工夫していただいて、皆さんに周知徹底までいかなくても、ああ、こんなものがあるんだなという認識程度は、まず持っていただけるような工夫をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それから、2番目の学校教育の中で学習向上だけでなく、何か重きを置いている点がございませうかということで、いろいろ国の指針なりなんなりあって、生きる力をつけていくことにまず力を入れていますよという御説明がございました。生きる力をつけるというのは、具体的にどのようなことを、例えば小学校では、中学校ではというような具体例があればお教えてください。

○議長（後藤信八君）

教育長。

○教育長（大串和人君）

生きる力というのは、今年度改訂された学習指導要領にも、中心に据えてあります。いろいろ批判のあった前回の学習指導要領の中でも生きる力を中心に据えて、この理念は十分に引き継がれておるところでございます。私も、この生きる力というのは、とてもすばらしい理念だと思っております。

具体的には、基礎基本を確実に身につけるということ、そして、みずから課題を見つけて、みずから学び、みずから考える、そして、主体的に判断して行動して、それから、その後によりよく問題を解決する資質や能力を身につけさせるというのが、生きる力の第1番目の理念でございます。

もう1つの理念は、みずからを律して他人を思いやる心とか、感動する心、豊かな心と豊かな人間性、これをはぐくむというのが2つ目の理念。

最後の理念は、たくましく生きるための健康や体力、こういうものが生きる力の3つの要素でございますが、私は何より、みずから課題を見つけて、みずから学び、みずから考える、そして、主体的に判断するという、ここが学校教育だけではなくて、これからの社会を生き抜く子供たちの育成には絶対欠かせないものだと思っております。学校で学んだ知識とかそういうものだけじゃなくて、そういう態度とか意欲とか、そういうものをこれからの社会を生き抜くために生かしていくという、こういうものが理念に盛り込まれております。

それから、もう1つつけ加えますと、前回の学習指導要領で学力が低下をしたということが盛んに言われましたけれども、今回の学習指導要領においては、時間数もそれなりに増加をしております。教員の態度についても述べてあります。今までは支援するという理念がすごく前回の学習指導要領にはあったんですが、今回は教え込むという、きちんとした、教えるということも教師に対して求めているということが、今回の改訂の理念であります。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

教育問題というのは抽象的なところが多いので、なかなか実践していくのは難しい面あるのはよくわかります。私、何年か前に若基小学校のほうで、学校評議員をやらせていただいて、そのとき感じたことは、最近の子って鉛筆の持ち方を知らないんですよ。それから、はしの持ち方ができない、ひどいところになると、先生ですらはしを持てないんですよ。そ

うというようなところから、本当は生きる力とか、そういう教育の根底にあるのは、そういう基本的な動作というか、もう昔で言えば、当たり前におやじから怒られて、鉛筆の握り方が違うばいとか言われてできたことが、今の子はできていない。これは家庭教育にも問題があると思います。ただ、学校でもその点は十分留意して、神経を使ってやっていただければなというふうに考えています。

手前事で申しわけないんですが、私の娘も今小学校の教師を、久留米の小森野の小学校でやっていまして、ことしから1年生の担任になって、まず返ってきた答えが、お父さん大変、右を教えるのに45分かかった。右という認識を教えるのにですね。それだけやっぱり子供の基本的なところ、最初のスタートを教えているんだから、丁寧に教えてやらにゃいかんよって僕は娘に言ったら、そうね、でも大変よという会話がありました。だから、現場も大変なのはよくわかります。だから、余計力を入れていただきたい点をお尋ねいたしました。

それともう1つお願いは、イコールになるんでしょうけど、命の大切さというものも十分何か教育の場で教えていただけるような場があったらいいなと思います。近ごろの子は、自分たちの同世代を、生き返る世代だみたいな、一度死んでも、おれたちは生き返るばいみたいな、何かそういうような、何年前かわかりませんが、文科省のほうの報告でありましたよね。ああいう認識があるというのは非常に怖いことだと思います。なので、生きる力も大切ですけど、命の大切さということも十分頭に、念頭に入れて学校教育を進めていただきたいなというふうに、これは希望でございますので、御答弁は要りません。

それからもう1つ、英語教育に力を入れておられるというのは非常に結構なことなんですが、もう1つ、僕は日本語もですね、正しい日本語もきちんと話せる子供になってほしいなと思います。毎朝、今、若基小学校のところで立ち番をやっているんですよ。子供たちがあいさつをしていくんですね。会話聞いていると、ちょっと聞くにたえないような、何かこれ本当に日本語みたいな感覚で話している子もいるんですよ。やっぱり日本語できちんと話せることというのは大切なことだと思います。僕が思うに、いじめとかキレるとかいう言葉がございしますが、そういう子たちが何が欠けているかといったら、僕は国語力、読解力が欠けているんじゃないかなと。何を言っているのかわからないからキレるんです、と僕は判断しているので、ぜひ国語教育にも力を入れていただきたい。

そういう意味では、若基小学校のホームページを見ましたら、学力向上プロジェクトの中に、特に国語教育の推進というようなことがうたってありましたので、ある意味ではほんと

いたしております。

それからもう1つ、ここの項でもう1つだけ確認させてください。キャリア教育という言葉、わかったようで、僕の中ではちょっと判然としないところがあるので、具体的にどんなことなのか、1つ2つ具体例があったら教えていただけますか。

○議長（後藤信八君）

教育長。

○教育長（大串和人君）

これ、子供たちが将来社会に出て、生きて働く上で大切な、勤労意欲もそうです、それから、働くことの大事さ、とうとさといった、そういうものを身につけさせるために体験活動を通じて、例えば農業体験でありますとか、いろいろな作業体験、そういうものを通じて、そういう勤労観とか、そういうことを植えつけていくということが、活動の一つの方策であります。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

まだ半分ぐらいしか理解していません。行く行くまたこの場で、そういうことをやっていただけるというのは、いいことだと思いますので、ぜひやっていっていただければと思います。

最終的に、これは僕の希望であり、願いなんです、基山には町民憲章というものがござりますよね、平成何年か、町民憲章というのが条例の中にある。僕は教育憲章までいかなかった、やっぱり町として、基山の子供たちは最低こういうことだけはきちんと教えるんだよというような、町としての最低のそういうような教育的な考え方の理念というのはできないかな、これはすぐにできるものじゃないのはわかっていますので、そういうような場も行く行くは教育長とも御相談しながら、討論を戦わせながらお話しさせていただければなと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それから、3点目の、何か体験活動を1年通してと、これ何でこういう思いになったかというと、去年から佐賀の高齢者大学に行って、その中に武雄市の朝日町公民館の館長さんで、河内先生という方がいらっしやいまして、その方が朝日町公民館の館長をやっていて、以前は市村自然塾の初代の塾長さんをやられた方で、非常にそういう教育に関しては熱心な方で、

感銘を受けたことの中に、何という川だったかわかりませんが、子供と地域が一緒になって、学校のそばに川が流れているそうです。そこで生態観測を1年通して大人たちと子供たちが手を携えながらやって、何か最終的に公民館の文化祭で発表して、みんなに、こういうことをやってよかったというような活動をやっている、すばらしい活動だなと思って、そこまで急には思いません。ただ、何か基山もせっかくいろいろな美しい川があり、基肆城というすばらしい史跡があり、何かそういうものを生かした、そういうものがないかなと常々考えていたものなので、これは育成会でという考え方じゃなくていいと思います。教育学習課の一つの事業として、何かそうお金のかかることじゃないと思いますので、何かみんなと相談しながら、そういうものを立ち上げられていくようなお考えに、ちょっと検討していただければと思いますので、御回答は結構です。そういうことも考えているので、ぜひちょっと皆さんの職場の中で考えていただければと思いますので、お願いいたします。

4番目の、町民会館の指定管理者制度についてですが、これについては1点、何か適正な処理がされている、これは当たり前のことであると僕は考えております。なぜなら37,000千円ずつですね、たしか74,000千円くらいの金をつっ込んで、業者さんに頼んでやっていただいたわけですから、適正な処理がされなかったら、それこそ大問題でございまして、具体的に収入状況でどういうことであったとか、利用人数がどうふえたとか、そのような具体的な例があったら、参考に教えてください。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ただいまの議員の御質問ですけれども、ちょっとここでは利用状況、件数と利用人数をお知らせします。

まず、平成18年度、これは町民会館の分でございます。4,396件で利用人数が10万8,518人でございます。それから、同じく平成19年度、4,527件、人数につきましては11万1,599人、20年度、5,076件、11万7,744人、21年度、4,602件、11万2,123人、22年度が4,568件、11万2,155人、これは大ホール、小ホール、全部入ったところでございます。この町民会館だけで見ますと、やはり件数的に特に多くなったとか、利用人数が多くなったということではありません。確かに町民会館、体育館も一緒ですけれども、大体フルに使っていただいている状態ではあると思いますけれども、指定管理者になったから、特に人数がふえたとかいう

ことでは、まだあらわれてきておりませんので、そのあたりは、まだ町民会館は特にそういう大ホールとかいうのを持っておりますので、このあたりの利用関係、主催事業等の利用関係をふやしまして、町民の方にいろいろ体験していただくというようなことが重要だと思っていますので、そのあたりが課題になってくるというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

その課題についてお願いなんです、やはり民間の力を生かしていくということが僕は非常に大切なことだと思います。民間の力を生かすということは、官にない自由な発想でいろんなイベントを企画していただいて、しかも、みずからの力で集客もする、そのぐらいの努力をするということがやっぱり民の力にはあると思います。今までの町の人方が何にもやってないというわけじゃないですが、ただ映画の放映会をやりますよ、ポスターを張って、ただ切符買ってくださいよ、これだけだったら何の意味もないと思います。

やはり、いい例で言いますと、これは指定管理者制度に入る前だったと思いますけど、タオのコンサート、御存じですよ。あのときには実行委員会という形で住民の皆様が集まったら、たしか3千円とか3,500円とか4千円とか、かなり高額だったと思います。それにかかわらず、町民会館いっぱいになりましたよね。それがすべてだとは言いません。ただ、そういうような情熱を持ってイベントもやっていただきたい。

体育施設についても、例えば3年前ですか、2年前かな、広島市の市営の野球場に上野由岐子、ソフトボールのピッチャーが来たんですよ。それがどういう形で呼んだのかはわかりませんが、例えばそういう一流のアスリートを呼んでイベントをやって、子供たちのあれに寄与するとか、そういうふうな企画がいろいろあると思います。せっかくこういういい施設があるんですから、それを生かさない手はありません。ぜひそういう情熱を持って、新しいイベントにも取り組んでいっていただきたいなと僕は思います。

時間もございませんので、最後に入らせていただきます。

町民体育大会の位置づけというのは、僕がさっき申しましたとおり、町のイベントの中でも、ふれあいフェスタと肩を並べるぐらい全世代が一緒になって、一緒に集う大切な行事だと、地方では財政が苦しくなって、町民体育大会なんかやめたというところも聞きますけれども、基山町でやっていただいているというのは大変うれしいことだと僕は思っております。

す。なので、もう一工夫していただきたい。体育指導員さんだとかなんとかというのは、もう選手をいっぱい集めるのはあれなんで、やっぱりこれは広く皆さんに意見を求めるということで、何かインターネット、ホームページ等で呼びかけるとか、僕が考えているのは、今の町民体育大会は、午前中にリレーがありますよね、各区対抗の予選が、子供クラブの予選がある。そこで残ったところは午後も楽しみがあるんですよ。負けちゃったら何にも楽しみないんですよ。景品もない、賞状もない。決してそれをもらいたさに行っているんじゃないです。ただ、せっかく行くんだったら、みんなが一日楽しむような、何かそういうアイデアを出してやったらどうなんですかということが言いたいんです。

例えば僕が考えているのは、うちの反省会でよく出るのは、何で河野さん、ここの運動会はリレーの1等から3等までしか表彰してくれんと。何でせっかくみんな出て、一生懸命ムカデやったり、子供たちが一生懸命走ったりするのが、ちゃんと形になってあらわれてこんどという話をされます。それは勝った負けたじゃないんですよ。じゃなくて、そうやって、ああうちの子は去年よりようやったばい、元気になったばいというようなことで活力を生み出すのになるし、住民の融和を生む一つの原動力にもなると、僕は、きれいごとかもしれませんが、心底そう思っています。去年の区長時代には、出るんだったら勝とうねと言いました。でも、負けてもいいじゃない、でも、一生懸命やろうよと。最初から負けるようなつもりだったら、出るのは相手に対して失礼よと。そうやって、去年やったら、僕もムカデ競争に出て、1等で、何かすごい久しぶりにゴールでトップで切ったというような、うれしい思いもしました。ぜひそういうような、いろんな考えが住民の方にあると思います。なので、ここで回答を求める気はございません。ぜひ町民体育大会の重要性を考えていただいて、そこまで真剣に考えてやっていただきたい。

それから、1つ確認ですが、町民体育大会の今後のあり方についてというのは、簡単で結構です。なくすということはないですよ。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ただいまの御質問ですけれども、確かにそういう意見も一部の方にはあるようです。今の段階で教育学習課としては、町民体育大会をなくす方向で考えているわけではございません。何らかの形で、住民さんが参加いただけるような大会を続けていければというふうに思っ

おります。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

長々といろいろ失礼なことも申し上げまして、ありがとうございました。大変勉強になったこともございます。やっぱり町が元気になるというのは、本当にささいなことから意外と皆さんの意識が変わってくるのではないかなというふうに、僕は常々考えております。そういうことなので、失礼な発言もあったと思いますが、町をよくしたい思いという思いだけは御理解いただいて、今後の教育行政、町の行政に生かしていただければということを最後にお願ひして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で河野保久議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時38分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に品川義則議員の一般質問を行います。品川義則議員。

○10番（品川義則君）（登壇）

10番議員の品川義則でございます。一般質問も私が最後ということで、今回の質問、もうほとんど皆さんに質問されて回答も得ていますんで、何を言おうかと今、非常にきのう悩んだんですけれども、何とかひねれない知恵をひねり出して、70分まではいかないと思いますけれども、おつき合いいただければと思います。

4月に行われました町議選におきまして町民の負託を受けて、またこの壇上に上がることができました。今さらながら住民の皆さんの思いというものを心に深く持ち、また初心を忘れず、これからの4年間、基山町の皆様のために精いっぱい働いていく所存でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

では早速、通告をいたしております安心・安全なまちづくり、図書館建設、合併の問題、この3項目について質問をさせていただきます。

まず、安心・安全のまちづくりについてでございます。

東北大震災に対し、基山町の対応についてどのようなになっているかということで、3項目お尋ねをいたします。

被災者の基山町の受け入れ状況はどのようなになっているでしょうか、お尋ねをいたします。

また、県の被災地支援策に関して基山町はどのような取り組みを行っていらっしゃいますでしょうか、お聞かせください。

基山町独自で、この震災に遭われた方々に対してどういう取り組みをされていますでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、県内に、また60キロ圏内という非常に身近なところに原子力発電所を抱えている、この佐賀県に住んでいる住民として、また基山町としてどう考えていらっしゃるのか。また、今回の被災、震災を、いろんな情報を得て、その後どのような対策をとられるのか。また、住民の方々が一番今不安に思っている、その問いに対してどう答えていくのかについて質問させていただきます。

今、佐賀県知事は原子力発電所の運転再開について非常に苦慮されております。また、県議会でも定例会の閉会後に原子力対策特別委員会を開催し、九電にさらに詳しい説明を求めて、県民の不安をおもんばかり、議論を深めていこうという姿勢であります。基山町も佐賀県、県議会、また基山町の町民の負託にこたえるためにも、さらなる議論、また九電、県に対しての説明を深く求めるべきだと思っております。

今回の件について基山町は、佐賀県、九州電力と協議をされたことがございますでしょうか。

万が一の事故発生に対し、町民の安全確保の対策について計画はされていますでしょうか。

3番目、自然エネルギーでございます。

原発に対して非常に精神的、または実生活の中でのアレルギーが国民の間、また、いろんな機関を通して不安が増大をしております。その中で自然エネルギーというものを再認識し、それについての議論も深まっているところでございますが、佐賀県の新エネルギー促進条例や住宅用太陽光発電導入促進事業に対して、基山町の取り組みと現状はどうなっているかということについてお尋ねをいたします。

次に、質問事項2の図書館建設についてお尋ねをいたします。

町長は昨年度ぐらいから、議会でも図書館については検討委員会を立ち上げ、この問題を話し合っていきたいと、議論をしていきたいというお話をされておりますが、図書館建設検

討委員会はいつごろ設置をされる予定なのでしょうか。

また、その検討期間はどれぐらいの期間を考えていらっしゃいますでしょうか。

また、前回の検討委員会では、当初は建設用地は含まないというテーマの中でお話をされていましたが、結局は用地まで含むという内容で検討委員会が進められております。そこで、今回は同じように建設用地を含む範囲まで検討委員会の課題と考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

4番目に、新しく就任されました教育長にお尋ねをいたします。

町立図書館、公共図書館というものに対して、また町民が望む図書館とはどのような施設がよいとお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

基山町は、この庁舎の西側に図書館用用地、また児童館用用地として、当用地として土地を購入いたしております。この用地も今回の検討委員会では建設用地としての内容を含むということで検討課題にされるのでしょうか、お尋ねをいたします。

3項目め、合併問題についてお尋ねをいたします。

あらゆるメディアとして基山町が、また小森町長が新聞、写真等に出られるときというのは、このごろ考えてみますと、鳥栖の橋本市長と握手をしている写真ばかりを私が目にするのは、私の偏った意見かもしれませんが、町民の方からは、なかなか基山の話は出ないねと、出るときは、私が先ほど言った内容のことしか出ないねという話を聞きます。その上で今回、鳥栖基山地域ビジョンという委員会をつくれ、答申も出ております。そこで、さらに町民の方は、やっぱり合併するとかいねと、町長はそういうふうに考えていらっしゃるのかなというお声をよく聞きますし、私もそうなのかなと思います。

ただ、町長は従前からこの合併に対しては、自分がリーダーシップをとるとか、そういう問題ではなく、町民の民意が一番であると。そこを推しはかり、話し合いのテーマを進めていくというお話であります。お話と行動が少し違う、また見えてくるものが、与えられるものが違って来るんじゃないかということで、私の任には少し重いんですけども、この合併の問題についてお話をさせていただきます。

町長は合併について今どのようにお考えをお持ちでしょうか、お尋ねをいたします。

そして、鳥栖市とさまざまな連携事業を行っていく予定でもありますし、また実際行っております。この最終的な目標、目的、これは何なのか、お尋ねをいたします。

そして、この鳥栖市との連携というものは、合併というものを考えた事業なのか、そうい

ったものを視野に入れた行動なのか、お尋ねをいたします。

最後に、町長がいつもおっしゃっていらっしゃる、町民の民意を聞くというものをいつ行われるのか、いつ集約をされるおつもりなのかお尋ねをして、1回目の質問を終わります。
よろしくお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、いよいよ最後でございますけれども、品川義則議員の御質問に答えます。

まず、1の安心・安全なまちづくりについて。

(1)東日本大震災、アの被災者の基山町受け入れ状況はどうなっているかということです。

本町での受け入れは、1家族2名の親子でございます。住宅のあっせんによる不動産業者の紹介を行っておるということです。

それから、イの被災地支援に関して基山町がどんな取り組みをやっているかということですが、物資の支援、それから義援金活動、佐賀県被災地派遣隊への職員の派遣、佐賀県支援本部への職員の派遣、それから避難者への避難所等に関する支援を行っておるということでございます。

ウの町独自の取り組みはあるかということですが、町独自では取り組みは行っておりません。

(2)の玄海原子力発電所に関して。

アの安全性について基山町はどう認識しているかということですが、独自の情報を持ち合わせておりませんので、国及び九州電力からの情報に基づき判断したいと考えております。

それから、イの佐賀県や九電と協議は行っているのかということです。

6月2日の佐賀県内の市町長防災会議の折に、佐賀県及び九州電力からの説明がございました。また、九州電力からは定期的に現在の状況についての情報提供がっております。

ウの、万一の事故発生に対して町民の安全性確保はどのような計画を策定しているかということですが、原子力発電所の事故だけに関しての対応、計画というのはございません。

それから、(3)の自然エネルギーについてでございます。

アの、佐賀県の新エネルギー促進条例や住宅用太陽光発電導入促進事業に対する基山町の取り組みと現状はどうなっているかということです。

佐賀県新エネルギー・省エネルギー促進条例での市町の役割として、みずから率先して新エネルギーの導入及び省エネルギーの推進に努めること、県が実施する新エネルギーの研究開発、導入及び省エネルギーの促進に関する施策に協力をするということという表現、明示をされております。

町としましては、平成20年度から基山小学校の太陽光発電、それからクリーンエネルギー自動車の公用車利用、防犯灯や庁舎内のLED化、普及啓発活動などを行っております。

それから、図書館建設につきましては教育学習課のほうより回答を申し上げます。

3の合併問題についてでございます。

(1)町長は合併についてどのような考えを持っておるかということでございます。

これは以前からも繰り返し申し上げたと思いますけれども、今言えるのは、市町村合併というものはさまざまな乗り越えるべき課題があると思いますが、大事なことはやっぱり民意ではないでしょうか。大方の両市町の民意が合併するということになれば、その期待にこたえるのが行政の役割だと考えております。

(2)鳥栖市とさまざまな連携事業を行っているその目的は何かということですが。

連携事業につきましては、平成20年3月に筑後川流域クロスロード協議会の佐賀県側の鳥栖市と基山町が、この地域の将来ビジョンや連携、施策の具体的な内容を事務レベルで検討するため、鳥栖基山地域ビジョン検討委員会を設置いたしました。

同年4月に、この協議会の下部組織として両市町の中堅職員を構成メンバーとする鳥栖基山地域ビジョン検討委員会を設置し、同年12月、委員会は連携と協調をテーマとした鳥栖基山地域ビジョンを提言いたしました。この鳥栖基山地域ビジョンの提言にある、一体感向上のまちづくりを実現し、両市町の住民にとって、サービス向上につながる取り組みを実践することを目的といたしております。

それから、(3)の鳥栖市との連携は合併を視野に入れた事業なのかということですが。

住民サービスが向上することを目指して、今回の取り組みを実現していきながら、具体的な連携と協調の実績を重ねていきたいと考えます。このことは、両市町の住民の皆様が鳥栖基山地域のあるべき姿を考えていただけるきっかけになるのではないかと考えております。

(4)の町民の合併に関する意向をいっごろ集約しようとしているのかということですが、これからの合併はいつまでという期限を切って集約すべきものではないと。やはり町民の皆さんの気持ち、関心が盛り上がったときがよいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

品川議員の図書館建設についての御質問にお答えをしてみたいです。

1 番目の、図書館建設検討委員会はいつごろ設置する予定かということでございますが、設置時期については現段階では明確にお答えができないところでございます。

2 番目の、検討期間はどれぐらいかということでございますが、同じように現段階では、どの程度期間を要するのかというのは明確にお答えができないところでございます。

3 番目、検討委員会は建設用地を含む範囲までを検討課題と考えているのかということでございますが、今回はすべて白紙の状態から検討することになると思っているところでございます。

4 番目、教育長は町立図書館について、町民が望む図書館とはどのような施設がよいと考えているのかというお尋ねでございます。

私は基本的には、自治体の持つ公立図書館は自治体の文化のバロメーター、指針であると思っています。本町の図書館は昭和57年設立以来、既に29年経過しておりますため老朽化しております。また当時、町民の人口が1万3,000人程度であったことと、現在の人口約1万8,000人を勘案しますと、狭隘化していることは申すまでもありません。

議員御指摘の、町民の方が望む図書館はどのような施設がよいかというお尋ねでございますが、平成16年度の答申にもありましたように、図書館・資料館は単に本や資料が置かれた場所ではなく、町民の方が知的な交流をする場、創造の芽を育てる場でなくてはならないと思っています。そのために現在の基山町、そして今の人口にふさわしい施設設備の内容が必要であると考えています。あわせて利用者の利便性、すなわち児童・生徒、高齢者も利用しやすい立地条件が必要ではないかと考えています。

地域に根差した利用頻度の高い図書館になるためには、今申し上げた条件を備えたものになるべきであると思っています。具体的には、町民の皆様の考えが十分に反映されたものにすべく、今後、精査検討を重ねてまいりたいと思っています。

以上、御答弁といたします。（「5番」と呼ぶ者あり）申しわけありません。

5 番目、庁舎西側町有地、役場別館も建設用地として考えているのかというお尋ねござ

いますが、検討の対象になると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

東北大震災ですけれども、受け入れ状況ということで1家族2名ですね。町としては、受け入れ人数が523人まで確保したと。戸数にして、そのうち46件が1戸建てとかアパートとかいうことを、受け入れ態勢をとっていながら民間に1家族2名ですけれども、これについてどのようにお感じでしょうか。広報活動とか被災者に対してのアピールですね。

基山町の広報活動については従前から皆さん、議員の中でもいろいろテーマとして、問題として上がっておりますけれども、佐賀県で3万人の予定として、ほぼ半数の被災者が入って（「んにゃ、そがん入っとらん」と呼ぶ者あり）それは訂正しますけれども……。とりあえず基山町のこの状態はどうお考えなんでしょうか。

それから、これから被災者を受け入れる体制をしておりますから、どうやってより来ていただく、またそういった方策とかいうものをお考えなのか。このままの状況で、今の状況のまま進めていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

この被災者の受け入れにつきましては、これは日本全国で受け入れてサポートしていこうという制度に基づいて進めておると認識をいたしております。その中で、佐賀県もいち早く受け入れ態勢を整えるということで、佐賀県全体で3万人受け入れますという形で、基山町は600人受け入れられますかというように来ております。600人の受け入れ態勢について、基山町の中では宿泊施設、それから空き家等を調査しまして、いろんなところにもお願いしながら、600名の確保は大丈夫ですということで県のほうに報告をいたしております。

ただ、600名の方たちが来られるかということになると、これはそれぞれの被災者の方たちの心情等がその中には入ってくると思います。そういった中で、今回の1家族2名の方については東北震災の関係ではありませんが、今後やはり、要するにそういった地震等の心配をされた中で知人を伝えてこちらのほうに来られております。

また、そのほかにもうちに問い合わせのあっている分は、交通の便利性、それから今後の生活の糧をどうしたらいいかということで、ホームページを見られて基山町は住みやすいところみたいですので、どこかこういう住めるところはないでしょうかと。しかし、その住む条件に対しましては、自分はこういう条件がありますということで、うちのほうも町営住宅の3階があいておりますので進めておりましたけれども、本人としては小さい子供さん、それからお産の関係がありましたので、1階を希望したいということで、それにつきましてはうちのほうはあきがありませんと。それで、ほかの佐賀県の支援センター、それから鳥栖市のUR等の状況等も報告して連絡をとらせていただいております。

そういった状況で、被災者の方もいろんなつてを伝って避難をしたいということもあられると思いますが、それぞれの状況で、やはり地元を離れるというのは相当な苦痛があるのではないかというふうな認識は持っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

この件に関して、ホームページをインターネットで検索して、被災者受け入れ状況というもの九州、沖縄でしたところ、基山町を探すには佐賀県をクリックし、それから基山町を開くんですが、基山町のホームページから東北震災の問い合わせとか取り組みというものにたどり着くのは、私ちょっとわからなかったんですけども。ほかの市とか町のホームページを見ると、一番最初に大きく東北震災の取り組み、また受け入れ、そういったものにすぐヒットして、そのページが開けるようなことがされているわけですけども、基山町の場合はどういうふうに検索すればそこにたどり着くのか。

公共の住宅ですね、そこにもし移られるならば住宅の家賃、敷金、これを免除しますとか、直方市では民間の住宅もあっせんし、その中では家賃については相談に応じますとか、アパートの2階建て3戸、2DK、家賃は2年間無料も可能ですよというようなあっせんのページにいくわけですけども、基山町の場合はどういった方法でいけばそこにあるのか、また、そういったことを掲載されているのか。また、町営住宅とかをあっせんされた場合の家賃、敷金、それから退去時の畳の張りかえとか、そういったものがあると思うんですけども、そういったものの免除とか、そういった政策があるのか、お尋ねをいたします。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

先ほども言いましたように、まず公営住宅関係については、町営も県営もあきが現在のところありません。先ほど3階の問い合わせがあった時点ではあったのですが、もう現状では埋まっている状態でございます。そういった関係もありまして、うちのほうで把握しておりますのは総務課のほうで把握いたしておりますけれども、個人の住宅については家賃等の条件等もついております。そういう条件について問い合わせがあった段階で個別には相談をいたしておりますが、ホームページ等の記載は行っておりません。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

このホームページというのが非常に新しくなって見やすくなったんですけれども、相変わらず記事の掲載は遅いですし、いろいろな不手際も今回はあるようですけれども、このホームページの書きかえですね、このシステムはどうなっているのか、参考でいいんですけれども、どうすれば書きかえることができるのか。それと期間ですね、新着の新しい情報は最短でどれぐらいの期間があれば載せられるのか、お尋ねいたします。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

お尋ねの各そういう個別につきましては、そこそこの課で随時更新できるように、そういうシステムになっております。それで、期間で申しますと、ちょっと済みません、そこまで私も確認をしておりませんが、そういう対応をすれば、早くホームページ上に掲載できる形になっております。あくまでもそういう個別の部分については、各課のほうで対応できやすいようなシステムづくりをさせていただいておるところでございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

先ほどの質問に戻りますけれども、今町営の住宅があいていないと。ですけれども、これがあいていて、入居の申し込みがあって、そうなった場合に敷金とか家賃とかは、その辺は

免除されるお考えがあるのか、いや通常どおりというお考えなのか、そういったことも今後検討するとされるのか、その辺のことをお尋ねいたします。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

公営住宅に関しての入居の問題だと思いますけれども、その件につきましては県のほうからいろんな調査も来ております。基山町として回答している分につきましては、敷金は免除と。一般的には敷金を取っていますけれども、敷金は免除と。家賃は、その入居基準がありますけれども、標準的な家賃ということで、期間は1年間ということで設定をさせていただいております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

もう少し検討いただいてですね。家賃の免除というところもあります。そう高額ではないと私は思っておりますね。高額でないからじゃあ払ってくださいというお考えかもしれませんけれども、できればですね、その被災者の気持ちをおもんばかれば、そういったものは免除しますよと、ほかの市町に合わせていただければと思うんですけれども、その辺のところを検討ください。

それから、直方市では被災者支援向け賃貸住宅問い合わせフォームというものをつくっております。これは希望する住宅から賃貸希望期間とか氏名、それから家族構成というものを入力すれば、それによって自分のところで受け入れ態勢はどういうものがあるかというものを、民間でも情報を入れてあっせんできるというものをつくっております。

ホームページの書きかえは課でもできるということでもありますので、早速、東日本震災の方への問い合わせとか、仕組みとか、取り組みとか、その項目、できれば民間の住宅のあきがあるとか、こういったフォームをつくっていただくとかいうことに取り組んでいただけないでしょうか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

その点については、うちのほうで検討を行っていきます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

こういったことは本当に遠い東北で起きていると、私もそう思っていました。ところが、よく考えてみると玄海町に原発があると、何が起こるかわからないというのは、今回の大震災で一番教訓にしなければならない部分であると思っております。それに対応するときに、万が一を考えた場合には、やはり被災者の心を思えば、十分なとこちが思っても、そう十分ではないと思うんですよね。その思いを少しでも図れるように、そういった支援の体制をすぐとれるように、この基山町でもぜひそういったお考えをいただければと思っております。

次に進ませていただきます。

玄海原子力発電所についてですが、国及び九州電力からの情報に基づき判断をしたいということではありますが、これは情報を得るためにみずから動かれて、情報をくれ、情報をくれといって問い合わせをされた情報と、それから向こうがお知らせに来る、また受け身の姿勢で来るということがあると思うんですけれども、それがどういう状況で受け入れるのか。

それと、判断をするということですから、これはどういったことについて、どこまで町が単独で判断し動けるのか、国、県の指導によって、それで判断をするのか。

わずかの距離ですから、1時間、2時間で来るという可能性も非常に高いわけです。放射能の広がりスピードというようなものは、風の風速によって大きく変わってくるといことがありますし、きのうも一般質問で出ていましたように、黄砂の状況を見れば歴然であるし、光化学オキシダントというもので言えば、非常に危険なこの基山の地形であるということは皆様もよくおわかりだと思っておりますし、そういった中で判断というものが一番重要だと思っておりますけど、その辺のことについての認識をお尋ねいたします。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、今回の原子力発電所の被災の関係につきましては、事例としては、国挙げて初めてのことだと考えております。それに対しまして、福島原子力発電所近辺の取り扱いについ

ても国レベルでの基準は設けてあったと思いますが、10キロ圏内、20キロ圏内、30キロ圏内の取り扱いについては、それぞれ、その市町村もそういう把握をしていなかったと思います。避難勧告、避難指示につきましても、国レベルでの判断で避難指示、そういったものをされておると思います。

そういった中で、今回の大震災とあわせた形での検証は国レベル、それからそれぞれの電力会社等でも検証された上で、それぞれの発電所の中での基準等も明記されてくるものと思います。そういったものを含めないと、私たちの今のレベルの判断では何もない状態ですので、その辺の国とか九電さんの得られる情報が出てくるまでは、ちょっと町のほうとしてはどういう動きができるかというのは考えておりません。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

私もそう思います。難しい判断であります。佐賀県のほうから説明があり、九電のほうから説明があったということでもありますけれども、ここで聞けるだけですね、お示しいただける部分だけで結構ですんで、どういった説明を受けられたのか、お尋ねいたします。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

その6月2日に県内の市町長防災会議ということがございまして、そこには私が出席したわけでございますけれども、まずやっぱり、九電からは安全性ということに関していろいろと説明もあったわけです。玄海町のは福島とは方式、様式が違うんだというような、詳しくは私もちょっとわかりませんけれども、そういうこと。それから、これまでもこういう安全に対する備えはしておると。それから、これからもこういうことをやるから安全だというような説明でございます。しかしながら、本当に私も聞きたかったですけれども、100%安全と言えますかと。聞いたって多分無理でしょう、それは聞きませんでしたけれども。今の時点でやっている、安全というような説明がありました。

それを聞きながら、今申し上げますように、私としては安全といっても、これは何だってそうだと思います。地震、津波が来ないにしても、それこそ竜巻が来るかもわかりませんし、本当に絶対安全だということはなかなか難しいのかなと。そして、それじゃ、それをどう考

えていくのか。安全性ということ、あるいはエネルギー政策みたいなもの、その辺も考え合わせたところで、本当にそれらと共生ができるのかどうか、この辺。その辺はやっぱり国策、あるいはまた町としても考えていかなきゃいかんことかなというふうな思いを持って聞いておりました。

そしてまた、その後での質疑がございました中では、安全性にどこまで安全かというような疑問、あるいはE P Z、これは唐津、伊万里あたりは切実な問題だと思いますけれども、その辺の問題。それから、情報の開示がどうもいかんのじゃないかと、わかりにくいと。そういうふうないろいろ質疑がありましたけれども、そういう会議でございました。

それから、別に九電のほうからは何回見えましたがね、説明には見えました。そこでも大体同じようなことです。

それともう1つ申し上げておきたいのは、御質問にはなかったかと思いますが、計画停電があり得るのかどうかというようなことでございます。これは目前にした、非常に私ども気になるところでございますけれども。ある程度節電して、そして今ある現有の原子力以外の発電、これあたりで全く賄えないということでもない。ただ、そこで問題なのは、燃料の調達がなかなか難しいんじゃないだろうか。それについては、これからしっかり取り組んでいくからというような、そういうことは九電のほうから話は聞いております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

私もぜひ町長に、100%安全ですかという話を聞いていただきたいですね。なぜかといいますと、こういった問題というのは信頼関係ですよ。ですから、安全ですと言われても、安全と安心はやっぱり違うわけですよ。安全が確保されて、その状況の中にあって安心だと言えるものだと思っております。であるならば、これだけ原発に対して非常に国民が不安を持ち、また、そういった運営している会社について不信感を持っていると。また、政府についても情報の開示がおくれたり、また不手際があつて住民の危険性を増していくと、政策が打たれているとする、いろんな報道とかありますけれども、より不安に感じるわけですよ。

そういったときに、よりそういった情報を得る場所があり、また、そういった問いができ

る町長であられるから、ぜひそういったものを聞いていただいて、それを逐次町民にお知らせいただいて、そういった小さな小さな積み重ねから、従前のように電力会社なり県なりに信頼関係が生まれ、また町民の安心だと思いう心が芽生えてくるんじゃないかと思っていますんで、ぜひそういった小さな疑問、小さな不安を取り除けるような、そういったことをしていただければとお願いをいたします。

これは災害時の避難計画ということで、特段計画はですね、これの単独はないということでもありますけれども、水害の避難があつたり、土砂崩れで避難があつたりとかいうことで、避難経路とか避難場所とかはあると思うんですけれども、今回の放射能ですから、そういったマスクとか、そういった備品とかが必要になりますし、いろんな警報とかいうのも今まで以上に迅速に行わなければならないでしょうし、この放射能の蓄積によって症状が出るのが4年後とか5年後とかいうふうになかなか目に見えないものでありますから、そういったこともやはり逐次お知らせいただいて、マニュアルを見直すとか、計画の見直しをぜひ行っていただければと思っております。

次に進まさせていただきます。

新エネルギーであります、答弁の中で、みずから率先し、新エネルギー導入及び省エネルギーの推進に努めることと、県の政策に協力することとあります。答弁があつたのが、基山小学校の太陽光発電ということでもありますけれども、協力するということ、それから努めるという言葉の割には、それほどの取り組みがなされていないのではないかと感じております。

基山小学校の太陽光発電についても、建設当時に基山小改築特別委員会なりで、ぜひこの機会だから太陽光発電の取り組みをしていただいて、幾らかの電力が賄えるような――で、南向きで校舎がなっております。今回の施設の形であれば、全面に太陽光発電を取り入れてやってみてはどうかという提案をしたんですが、予算面でなかなか厳しいということで、あの形の形状になったわけですが。

実際、太陽光発電ですね、どれぐらいの発電を賄っているのか。学校ですと、夏休みとか土日休みで使わない部分がありますけれども、そういったものは九電のほうに売電をされているのか、その辺のところがおわかりになればお尋ねしたいんですけれども。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ちょっとここに資料を持ってきておりませんが、発電については30キロワット程度があるということと、売電についてはわずかですけれども、何千円単位というぐらいにしかなくていないという状況でございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

太陽光については、それこそ民間の住宅では補助金が県から出るとか国から出るとかいう政策もあります。ほかの町では、町も独自に支援をやっているということもあります。

基山小学校もこうやってせっかく太陽光発電、小さいんですけれどもつけておりますんで、よければ最初、改築特別委員会で提案があったように全面つけていただいて、きのう松石議員が言われた扇風機程度の電力が生まれると、快適にですね——快適とまではいかないですね、やっぱり精神力も鍛えなきゃいけないでしょうけれども、最低限の耐え得る施設にしてくださいませんでしょうかと。それとともに、基山小学校も若基小学校も同様の設備をしていただいて、太陽光について学んでもらう、それから学校の設備がよくなって学校生活がよく学べると、そういったことも対応していただければと思っております。

住宅の太陽光発電の導入促進事業ですね、これは県が行っております。今回の震災で佐賀新聞に載っておりますけれども、この補助が第2期であるということでもあります。有田町では5月まで予定をしていた30件がもう既に達していると、補正予算で20件分追加すると。また、江北町も昨年度の1.3倍、4,000千円の補助、予算を組んだが既にオーバーをしていると。また、佐賀市でも予定の300件を、もう既に100件を超えているという状況で、すごく関心があります。

計画停電ということも言われております。せっかくの機会ですので、こういった政策を県とともに行っていただいて、少しでも新エネルギーの促進という、また県の要望の事業にも、わざわざ条例までつくって促進事業をするということを行って 있습니다んで、ぜひこの制度を使っていただく、また、基山町単独で補助事業を行うということは少しでも検討いただかせんしょうか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

その前に、小学校の太陽光発電でございますけれども、これはきのうおとといですかね、ちょっと申し上げたと思います。たしか、あれが30,000千円ぐらいかかったということです。そのうち3分の1が補助を受けたと。だから実質20,000千円ぐらい。ざっとしたところでございますけれども、設備にかかっておると。そして今、年間そんなもんかと思うんです。30キロワットというような言い方をしましたけれども、それで整合性がとれるかどうか知りませんが、大体五、六十万、年間500千円ちょっと電気代が少なくて済んでおるといような計算をしております。それからすると、ペイするのに40年にかかるというような——その当時の価格でございます。これが果たして各家庭でどうこう、そして県も国も、それから市も補助すればどうなるのかわかりません。

このごろ何かでちょっと見ましたら、25年ぐらいと言っていたのが20年弱ぐらいでペイできるんじゃないかというような、テレビでちょっとそういう報道もあってありました。その辺のところで、本当にこれからどうするか。ただ、そういう問題じゃなくて、自然エネルギーというような、そういう観点からましてやっぱり考えるべきだろうと思います。

これまた申し上げましたけれども、やっぱり国のエネルギー政策も今非常にどうしようかというような、多分自然にはなるとは思いますけれども、どの程度どうなるかというようなこともございます。

それからもう1つ、余り関係ないじゃないかと言われるかもわかりませんが、この前申し上げました県の住宅リフォームに対する助成、補助、これもいわゆる新エネルギーに対する補助が含まれておると、項目があるというような、そういうこともちらっと聞きましたし、その辺のところともう1つ考え合わせながら、とにかく20市町の中で今8市町が取り組んでおられるということですので、考える重要性はあろうというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ぜひお願いいたします。今回の補正予算で九電のほうから70,000千円とかいうものが基金にそのままいくという話もあります。今まで町長が散々基山町はお金がない、お金がないというのが町民の中に浸透して、70,000千円貯金しても、ああそうだなという感じが生まれているところもあると思うんですけれども、せっかくの機会ですんで、そういった制度を使っ

ていただいて——貯金も、貯蓄も大事です、将来何があるかわかりませんが、今を考えることもやはり必要だと思っております。先ほどの住宅リフォームとあわせて、政策を打っていただきたいとぜひ思っております。

次に進まさせていただきます。図書館でございます。

設置時期は明確にお答えできません、現段階では明確にできません、白紙の状態から検討と。全く答えになっていないんですけれども、図書館はつくらないんですか。それとも教育委員会ではなく、町長部局のほうでこれは考えて、それで請け負うて教育委員会でやるということなのか、教育委員会が独自に図書館はつくらなきゃいけないと考えていらっしゃるのか、町長部局がそうするから我々もそうするんだと考えられるのか、独自性はどこにあるのか、お尋ねいたします。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

私のほうがお答えしていいかどうかわかりませんが、当然図書館建設、あるいは新しくつくるにかかわらず、増改築、移転等についても相当のお金がかかります。そういうところを含めると、当然町長部局といいますか、そういった財政関係に影響してきますので、うちだけでこういうのをやりたいというわけにはまいりません。

ただ、こういう図書館をつくりたいという考えは当然教育長も持ってありますし、そういうのができたらという希望がございます。16年の検討委員会の中でもしっかり論議をしていただいて、こういう図書館がいいというふうなことも結論は出していただいています。ただ、場所の関係とかで現実こういう形になっておりますけれども、教育委員会単独で判断をするというのはなかなかできないというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

では、つくろうとはどこが考えるわけですか。こちらですか、やはり。私は教育委員会として、こういう方針で町民の負託に——情報を得るとか、学習力の向上のためにこういう施設が欲しいと。今、老朽化しているし、蔵書も置けないと。いろんなイベントをするにしても狭くなっているということがあるならば、こういうものが欲しいと、こういうものを計画

しています。それも課内で検討じゃなくて、町民の方にどんなものが必要ですかと、そんなむちゃは言われなと思うんですよ。鳥栖とか佐賀みたいにでかいのが欲しいとは言われなと思うんですよ。ただ中身が必要だと私は思うんですよね。中身にどれだけ充実した施設が入ってくるのかということが、町民が一番求めるものだと思うんですよ。

施設がウエーブしていてきれいだなとかいう図書館は、私は要らないと思うんですよね。町民は望んでないと思っているんですよ。利便性がよく、蔵書があり、特に立ち寄りやすいとか、使いやすいとか、我々の学習を助けてくれるとか、そういうものだと思うんですよね。そういった要望をいっぱい町民の方は持っていらっしゃるんで、それをお聞きになって課内でどこまでできるか、どこまで要望がまとめられるかをこちらへ持っていかれたらどうですか。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

今言われたとおりでございます。今それをしようとしているわけで、こちらが決めてしまって住民の方に結論を出すということではなくて、その前段でたたき台といいますか、以前もちょっとお答えしましたけれども、いろんな調査を今しております。当然、今議員言われたような住民の方からの御意見等をももちろん今から聞いていきます。町長も新たにまた検討委員会をつくりたいということを言われていますので、その段階でそういう話を十分聞きながら結論を出していくという形になろうかと思っています。

それと、これはちょっと別件ですけれども、久保山議員さん方がまた独自でいろんな図書館の研究もされて、そういった貴重な意見もいただいておりますので、そういったとも含めて結論を出していくということになろうかというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

私は、課内で決めるのは、いつしうか、どういう広報で集まってもらおうか、どの場所を使おうかというだけで十分だと思うんですよ。たたき台は私は要らないと思うんですよ。そんなに町民の方に——もう少し信用されていいんじゃないですか、もう少し大人扱いされていいんじゃないですか。たたき台がなければ何もできないという町民では、私は基山町は

ないと思うんですよ。もう少し教育委員会としての姿勢を明確に出していただきたいということが、私は今回の件では一番重要じゃないかと思っております。（発言する者あり）検討委員会ですか、検討委員会を町長部局が立ち上げるというのは、（発言する者あり）どちらがされるのか、はっきりしてくれということですのでお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

教育学習課長も苦しい答弁だったろうというふうには思うんですけども、これはやっぱり、どうするかということは全庁的に考えなきゃいかん問題だと私は思いまして、それから住民のニーズももう今までずっと聞いておりますので、施設をどうするか、内容をどうするかというようなこと、そういうことからして、私の気持ちとしては何らか、今のままじゃなくでどうにかしたいというような思いでございます。

本当に新築するのか、そうなってくると場所をどうするかというような問題もいろいろございます。それから、今のところを増改築するのか、リフォームできるのかどうか、この辺もそうです。それから、どこか別のところに何かそういう施設があればそれを利用するのかというようなこと、この辺をひとつ視野に入れながら、それじゃその場合はどういう問題点があるんだ、財政的にもどうなんだというような、その辺の検討をひとつ教育委員会に出していただきたい。もちろんこれも内容も含めてですけども、ある程度のたたき台というのは、やはりこちらでも持っておく必要もあるんじゃないかと、最初からはいどうぞという話でもない。

この前、小布施町からお見えになって、そこでの話を聞いておりまして、財政問題——つくる、つくらん、どうするかというような財政問題とかというのはどうだったんですかと聞きましたら、早くから館長さんというのはもちろん決まっておられたということ。しかしながら、つくるのかどうかと。もうつくろうと。どの程度の規模か。4億か5億というような、これは議決があって、その中で縛りがあって我々は検討したんだというような話もありました。果たしてそれがいいのかどうかというのは、ちょっと私も疑問ではありますけれども、やはりある程度のこっちの思いというか、たたき台も持ちながら、そしてそれを皆さん方にも提示して検討していただくと。初めからさあどうぞというような、それじゃ検討委員会の方にも余りにも重荷じゃなかろうかというような気もいたします。

それから、いろいろまた検討して、財政的にはどうだということでも、ちょっと時間もかかり過ぎるかなということもありますもんですから、まず、庁舎内というようなことで今やっておるという状況でございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

どこがリーダーシップをとって図書館をつくるのかを私は明確にこれからしていただきたいと思っています。できれば町民がリーダーシップをとって、教育委員会が後支えし、町行政が資金的な、また、そういった後の総括的な支援をするという形で図書館ができれば、一番町民が望む形になるのではないかと思います。今、さあすぐつくろうかというものでもないと思います。何年もかけて練り上げていかなければ、この図書館というのは、つくったからすぐにどうだというものでもないでしょうし、非常に要望が大きいものもありますし、資金的なものもあると思います。

期間は区切りませんけれども、システムだけはですね、図書館ができ上がって落成式があって使っていただくことになるまでは、やはりこの検討委員会が最後まで面倒を見るとか、見守っていくとか、町民の方が必ずこの中で意見を言ってその答えが出せると、理解していただけるとかいう、まちづくり条例ができていますんで、その素材は出ていると思うんで、ぜひそういった図書館建設になっていただければと思っています。といいますのが、前回の検討委員会で町が土地を購入すると、議会でも議決し、いまだに土地開発公社の説明の中では、図書館の用地がある、児童館の用地までであると。

あそこも今回対象となるということでもありますけれども、その検討委員会で非常に問題になりました電磁波というものがあるわけですが、あのとき町執行部としては電磁波の問題はないと、九電からそういうふうに説明を受けているということでありながら、結局は図書館はできていないということでもありますんで、あの土地をやはり対象とされるという答弁をいただきましたので、町執行部として、あそこに図書館をつくっていい、また児童館をつくるというお考えが、土地開発公社の名称の中にそのままだにあるということは、そのお考えが既にあるということなのかですね。財政が逼迫していて、電磁波の問題も何もなければ、あそこが一番いいと思ってされているわけですし、その当時の議会もそれで議決をしているわけですので、そういった点を第一義にするべきであると思うんですけれども、そ

の辺のところはいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

あそこもというような言い方もちょっとしたと思います。しかし、それはいろんな中の選択肢——新しく建てると、建てるんだったらどこなんだと。そうなってくると、あそこも1つの選択肢、もう準備もしている。しかし、前回ノーが出たという、そういうことも踏まえながら検討委員会の中でまた再度検討していただいて、いや、それでもいいんだというような、検討委員会がどう言われるかそれはわかりませんが、その辺のところも1つの選択肢としてあると。

それから、今あるところをリフォームと言いましたけれども、あれも全面に建てかえてやるというような、そういう場所の問題というのも、やっぱりある程度こっちもメニューをそろえて、こういうことも考えられますというぐらいの検討はひとつ我々で、教育長部局のほうでもやってもらいたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

今回、土地開発公社の報告書を見せていただいて、あそこにそういった名称がまだ残っていたのでびっくりしてこういった質問をしたわけですがけれども、ぜひですね、町民がより学習意欲がわく、また、そういったすばらしい施設をつくっていただきますようによろしくお願いをいたします。

最後の合併について質問させていただきます。

町長のお考えの中では、まだ明確に私は、合併を進められたのか、したくないのかというのがはっきりわからないんですけれども、この鳥栖基山地域ビジョンは合併に向けての動きではないということでしょうか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

一口に言えば、そのための連携強化ということではないということです。

それから、私自身が合併をどう思っているかというようなことも今ございましたけれども、私が積極的にさあ進めようというような旗振り、これは私の性格上いけないことかどうか知りませんが、それは今のところでやるつもりはございません。

ただ、やっぱり本当に両方の基山町民、そして鳥栖市民がどう思うか。そして、合併したほうがいいんだというような議論もあろうかと思います。その辺のところは、これから皆さんで行政も入りながら話し合っていけたらと、そういう持っていく方がいいのではなかろうかと。だから、否定も肯定もちょっと私もいたしません。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

今まで聞いたとおりのあれですね。この鳥栖基山ビジョンの報告書の中で、これからの鳥栖基山ということで、これまでたどってきた歴史を踏まえ、お互いに理解し認め合い、反省すべき点は反省しとあるわけです。

このまた同じ報告書の中で、昭和46年に鳥栖地区広域市町村圏協議会を発足され、52年に電算センターをつくられて、ここまでは鳥栖との関係はうまくいっているんじゃないかと。こうやって協議会ですね、さらにいろんなものをつくられているんで。ところが上水道ですね、平成2年ぐらいですか、平成になってから下水道、それからごみ処理、このあたりになると鳥栖市と連携がうまくいっていないんですよね。この辺のところ、私わからないんで説明していただければ……。

どういうことで協議会とか、消防事務組合とかですね。40年代、50年代はよかったんですよ。平成になっておかしくなって、また今度は連携をしようということで、うまくいこうということで機運が上がって、皆さんの努力によってなっていると思うんですけれども。

（「どなたが」と呼ぶ者あり）この雰囲気わかるんですけれども……。

なぜこういうことを言うかと。わからないですもんね。町長は民意を聞かなきゃいけないと、私もそう思います。これは町民が決める問題ですから。ただ、そういったときにこういう材料ですね、判断の材料ですね。皆さんわからないと思うんですよ。

今の課長あたりが一番身近に感じていて、20年前ですから苦労されたところであると思うんですよ。苦労話でも結構ですから、うまくいっていたときは別から聞きますから、うまくいっていなかった——上水、下水道、ごみ処理、なぜ県境を越えてとか、佐賀市——上水道

は佐賀ですよ、あそこまで行かなきゃ水がもらえなかったのか、なぜ下水を宝満川に流させてもらわなきゃいけなかったのか、ごみ処理を小郡、筑紫野となぜしなければいけなかったのか。ここで話せる、議事録に残りますので言える範囲で結構ですので、少しわかりやすく簡略化して結構です。お聞かせください。

○議長（後藤信八君）

どなた——町長、いいですか。

○町長（小森純一君）

ここで私が出る幕、名指しはあっておりませんが、今ここにおる課長が本当にその辺のところは詳しく知っているかどうかということもわかりません。

それから、少なくとも私自身はその時代、全然町政に携わっておりませんでしたから、その辺の事情はわからないということだというふうに思っております。わからないというか、むしろ私も疑問に思うところが、何でだろうというような、品川議員と同じ感じ方でございます。

しかし、そればかりでもいかんし、それはそれで大事な部分だと思います。ちゃんと踏まえた上で次に進まなきゃいかんということもありますけれども、そういうことばかり言っておっても、それはそれとしまして、その辺のところはむしろ鳥飼議員あたりがお詳しいかもしれませんけれども……。済みません、そういうことばかりでやっておってもいかんと。

だから、この前、連携強化の記者発表のときに記者から私は聞かれて、やっぱり同じように合併ありきというか、それ目的ですかと言われたときに、いや、そういうわけじゃ決していないんだと。やはりこういうことを通して、お互いがこれから先交流して行って、それから意思の疎通を図って、そして信頼関係とまで言ったんです。それじゃ、信頼関係はないのかというようなことにもなりかねませんけれども、もっともっと信頼関係をお互い構築して行って、それから先に、それでよし、過去のことはいろいろいいと、今現在、お互いの気心が知れたんだから進もうということであれば、それで合併という話にもなるでしょうし、なかなか、さあ、その1つ手前の問題だというふうに私は思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

私もいろいろ聞いてみたんですよ。今、逆に私が不思議に思うのは、こうやってなぜ鳥栖と連携をされているのかなと。昔のいきさつが皆さんそれぞれお持ちなのでですよ、証人もいらっしやいますけれども。だから、そういう話を聞いてすごいなと、乗り越えて連携しよう。ましてや事務レベルから入っていこうと。またいろんな話をされているのはすごいと思います。ただ、これと合併は全く別なんですよ。

だから、そういうことをやはり、情報を開示していただかないと、町長はどうしてこういうことをやっているのかということをしちっと明確にいただかないと、町民の方に要らぬ不安、要らぬ心配、やっぱり基山町は財政的に悪いんだというところまで——ずっと町長から言われていますんで、すり込まれていますからですね、もう大分やばいと思いますんで、振り払うためにも情報の開示がやはり必要ですし、そういった——町長、1期目には町長懇談会とかされていましてですよ、各地区で。ああいう場はつらかろうとは思いますが、なかなか皆さんから厳しい意見ばかり出るんできついと思いますけれども、ぜひ、こういった課長とか係長とか担当者を連れてまわって、そういった意見を聞くということもですね。その上で、どうやっていったら基山町が残っていけるのか、発展していくのか、町民の負託にこたえられる行政サービスができるのかというのを、やっぱりひざを突き合わせて、聞きたくないことほど聞くべきだと私は思います。ぜひ町長にはそういった懇談会を持っていただければと思っています。

1つ大事なのは、橋本鳥栖市長は合併をということで選挙戦を戦ってこられたんですよ。小森町長の場合はそれはないですよ。いつも言われるように、民意が一番と言われてますよね。そういったところは、やはり先ほど私が言いますような懇談会をしていただいて、それぞれの課長が胸に秘めていらっしゃるものをですね、昔は大変やったとかいう話も正直な話でしていただくと、より一緒に乗り越えていこうじゃないかという気持ちも町民にあらわれてくるんじゃないかと思いますので、その辺のところをよろしく願いいたしまして、私の一般質問……

○議長（後藤信八君）

どうぞ、町長。

○町長（小森純一君）

懇談会はいずれやりたいとは思っています。来年、私がいるかどうか分かりませんから。その辺のところも含めまして、いずれは私自身はやりたいというふうに思っております。

○10番（品川義則君） 続

ぜひ御案内をお待ちしております。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で品川議員の一般質問を終わります。

これで今定例会の一般質問はすべて終了しました。ここで午後1時まで休憩をいたします。

～午後0時 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

日程第2 第29号議案

○議長（後藤信八君）

日程第2. 第29号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○6番（重松一徳君）

基本的なところからちょっとお伺いしますけれども、第24条の7号を次のように改めるといことで、資料の1ページもちょっと一緒に見てもらって、改正前の(7)1週間というのを今回7日に改めるといことで、これは当然特別休暇ですので、有給休暇でもあらうと思うんですね。それともう1つは、例えば忌引なんかもそうですけれども、3日とかなって、それが土日に絡めば当然土日も数えて3日と。土曜日に忌引が発生したと、土曜日数えて3日間とかなるんですね。そうすると、この1週間を7日を超えない範囲というふうに変えた意味をまず教えてください。

それから、今度の3・11の東日本大震災、これを受けてからの体制でもあらうと思うんですけど、この特別休暇の1から6までは略されていますけれども、(4)その中に、例えば、社会貢献をしたいとか、ボランティア活動をしたいとかという部分で、職員のこの活動に対して5日間の特別休暇が(4)ではあるわけですが、今回はそれについて見直しをされていません。私はせっかく今回こうして改正するんだったら、一般質問でもいろんな意見出ましたけれども、町職員がこの特別休暇を利用していきたいと、活動したいという場合に対して、やっぱり1週間、この7日間というのが改正されますけれども、7日間に改正も一緒にすべきだったのではないのかなというふうにも思ったりしますけれども、まず今言い

ましたことについて回答をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、有給の1週間の件ですけれども、御指摘のとおり、1週間の表現のときには土日も入った7日間の1週間という判断で、今回7日というふうに明記した分につきましては、土日を除いた分の7日間ということになります。（363ページで訂正）

それから、(4)のボランティア休暇自体は5日間あります。また、それを活用して今回も職員が1名行っておりますけれども、今回もその5日間を1週間にという時限的な改正もっております。で、それは1週間で12月までの時限つきということでしたけれども、基山町としては、5日間のボランティア休暇を使っただいて、もし必要と認めるときには職免対応をとっても、今後もあり得ることですから時限的にはやっていかないということにしております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

ここはぜひひとつよろしくをお願いいたします。

それから、これはなかなかですね、今回の東日本の大震災が規模も大きくて、本当、未曾有と言われるぐらいのあれですけれども、これをもとに全国的に人事院規則の改正に伴って基山町もするわけですけれども、(7)のイ、「職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にそれらの確保を行うことができないとき。」という、この表現が場合によってはほとんど当てはまらない場合がありますね。確保が全くできないというのを想像すると、もう完全孤立して周りには一人もいないと、お互い協力もできる状況じゃないというふうなことぐらいまで想像しないと、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないですので、例えば、親戚の人がおる、近所の人がおると言えば、これは当てはまりませんよね。その部分と、このアはですね、現住居が滅失し、復旧作業をしなければならないとかという部分との差が余りにもあり過ぎやせんかなと。これは、水とか食料を確保するというのは生命にかかわることですね。生命にかかわることでどうしてもしなければならないという部分の、これは表現ですよ。アの場合

は、これがそうじゃなくて、住まいとか、いろんな部分の復旧を自分がしないとする人がいないとかという部分ですよね、そうすると、余りにもちょっと差があり過ぎるのではないのかなと、これは基本的には国のほうが決めて統一的な表現になっているのかというふうにも思いますけど、この辺の配慮がどうだったのかというのと、私もマスコミ報道でしか知りませんが、職員が自宅の崩壊に伴って年休をとってそれに従事したら、それをもとに処分を受けたというニュースがありましたよね、どこの自治体かちょっと私もあれなんですけれども。そういう自治体もあったんです。そうすると職員という公共の仕事を携わる身分ですよね、それと一家庭が、自分の家が壊れたと、それに従事するとき、確かにしなければならぬものがありますけれども、今回もそうですけれども、自分の家が流されて家族も行方不明と。しかし、自分は仕事に出てきて被災者の対応に当たっているというのも報道されていますよね。そうするとおのずからこういうをつくったとしても、いや、おまえは公務員だろうというふうな表現で休めなくなるという場合が実際、出てきやしないかなと。これが基山に当てはまるとは私もちょっと今の段階ではわかりませんが、この辺の配慮とかというのはどのようなになっていますか、ちょっと2点ですね。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

本人の家族、また、生命が関係するときにイの項を設けております。

まず、(7)につきましては、もともとそれで範疇的には見られるんじゃないかと、天変地異があって大きな災害があった時点では、今までは1週間の範疇でとってもいいですよというのは生かされると思います。

しかし、今回、そういう東日本大震災のような事例が起こったときにこういう問題が発生したから、改めてこのア、イについてはうたってあるんだと思います。

これを明記することによって、今先ほど言われました職員の実際、公務に携わらなければならない職務を持っておる人でもこういう事例があるときにはやむを得ない措置ですので、そういう申請があった場合はやらなければならないということをはっきり明記したものだと思います。

ただ、アが当然(7)の中で読める範疇の部類に属していると思いますけれども、イの食料の確保については、例えば、時間が限られた時間に配給とか、そういったときに職務につい

とっていけないというふうなことは不公平も発生するから、その時点もやっぱり検討されたことだと思っております。

それで、ア、イについては、全国的な人事院勧告のほうで指定された内容になっております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

先ほど少し言いましたけれども、自分の家が壊れたと、自分の家族がけがしたと、自分が病院に連れていくために年休をとったと。それにとって、これ処分権は町長ですよ、基山で言えば。処分されたというのが実際あったんですよ。そうすると今回の場合は特別休暇ですので、時季変更権は発生しませんよね。そうすると、町長は、いやほかにも困っている人がおるから勤務を命ずると言ったとしても、いや、私はこの特別休暇で休みますと、家が壊れたんですよ。特に今から先はがけ崩れとかいろんなありますよね。しかし、町長がいや、ほかにも壊れてあるし、どうしてもおまえでないとできない仕事があるんだという場合もありますよね、特に専門的なこと。係長、特に対応しなければならないとか、行くときにこれ時季変更権とか発生しますか。

それともう1つは、いやそれは私はだめですと、時季変更権は認めません、仕事に出ますよと、それに対しては町長の処分権は発生しますか、最後にちょっと質問します。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

時季変更権について、町長のほうの指示でそこまで今回できるかというとの判断については、いろんな事例があると思いますけれども、これは、そういうどうしてもやむを得ない部分に対してのことだと考えます。

ただ、職務の遂行については、上司、それから町長のほうの判断がありますので、そのこの辺の判断も出てくるところはあると思います。ただ、どうしてもその判断を仰いだ上で特別休暇の申請が出た時点では、やっぱりそれはもう認めざるを得ないことと思います。（「もう認める」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（後藤信八君）

いいですか。片山議員。

○９番（片山一儀君）

町でこの条例を出すために運用規則なんかつくられていますか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

現段階では運用規則はまだつくっておりません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○９番（片山一儀君）

この提案理由は人事院規則が改正されたことに伴いと書いてあるんですが、いつも申し上げるんですけども、公務員の給与の勧告があった場合にすぐ町はそれに従って条例変更を出されます。なぜだろうかと、こう思うんですがね、人事院規則というのは、人事院というのは国家公務員を対象につくった組織なんですね、それで、国家公務員には一般職と特別職があります。例えば、自衛官は特別職です。島原の災害があつてからちょうどことして20年になると思うんですが、あのとき鐘ヶ江市長さん、彼が有名な言葉を吐いたんですね、前の福田総理大臣だったと思いますけれども、テロにやられたときに人命は地球より重いと言ってお金を払ったんです。で、テロ組織を逃した。そのとき島原市長が今回の災害、災害派遣に自衛隊は出たんですが、そのときに私は生命より重い使命というものを知ったと、こう言うんですね。使命に基づいて火砕流の中でも飛び込んだわけじゃありませんけれども、それを侵してでも、今回は福島でもそうですね、自衛官は出ている。なぜこういうことを言うかと、国家には一般職と特別職があつてそれぞれの分担は決まっていますが、基山町の場合は一番の行政サービスの末端機関、しかも、特別職とありますが特別職は一般で、国家でいう特別職とは違います。町長は私が言ったら、国と県、あるいは町は違うんだとおっしゃる。確かに違うんです。国であろうと地方、基山町であろうと頭を考える、頭を使う体を使う、頭に汗をかく人間と体に汗かく人間は違うんですよ。そういう特色があるにもかかわらず国家公務員を対象にした、この規則をそのまま写してしまったら機能しなくなるんじゃないですか、サービスできなくなるんじゃないですか、そこに運用規則をつくっていない、要するに知恵を使っていないんです。この基山町の第一線の地方公務員というか、行政サービスの

第一線であるという認識を持って規則を考えていないんです。国家という大きな組織でつくられた規則が変わったから、すぐ変える、基山町の行政のサービスの特色を考えないでコピーしているんです。そこについて、町長どうですか、どうお考えなんですか。何か言ったときには国家と違うんだよとおっしゃる、確かに違うんですよ、組織も違う、やり方も違うところにそれをそのままコピーをして、本当に基山町は行政サービスができるんですか。

基山町、この前ね、宣誓文をちょっと聞いたら、これ載っていますとおっしゃる。我々が、私は34年弱、特別国家公務員として勤務してきたわけですね、自分の生命を省みず国民の負託にこたえることを使命としてきたわけですよ。そういう場面が地方自治体にはあるんですよ、決めていないけど、そのために税金で食っているわけですから、それをただ、そういう機能が違ういろんな組織を持っているね、しかも、この人事院規則は特別職を対象としていない。特別職、これはなぜかと、省庁がそれぞれ、大臣がそれぞれの勤務規則を決めていますから、それを町長はそのまま認められたんですか、総務課長が起案したやつを。要するに、基山町の行政職、任務分析をしっかりとしていないんじゃないですか。していないですぐコピーしているだけ。要するにこれ頭を使っていないということなんです。特色を押さえないでそのまま変えていく。私が言ったですね、国家公務員、我々が勤務してきた勤務の対応と行政の勤務というのは全然違います。違ってしょうがないでしょう。

この前、昔の農水省、そこの上級職を受かって県庁へ来られた方と話をしました。確かに国と県と権限も違います。権限が違うけど、権限の違う中で頭を使わなきゃいけないところがあるにもかかわらず全然頭を使っていない。ただ、コピーしただけ、町長、行政として任務が果たせますか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、人事院勧告については、国の職員、さまざまな特別職、そういった状況になり、給料体系そういうのが地方とは違っております。しかし、そういった地方自治体においてそういう機関等を持っておりませんので、地方公務員法とかそういうものに準じて行っております。

しかし、先ほど言いましたように、そういう組織するものを持っていないために現在のところ、人事院勧告が出す条例に準じて市町村の運用は行っているところでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

ないとおっしゃるがつくっていないだけです。人事・公平委員会だったですかね、県には人事委員会。公平委員会、基山町もつくることのできるんですよ。条例上はつくっていないだけ、それは効率が悪いからつくらない。だから、私がこの前言った、なぜ国家のこと、県のことをしないんですか、佐賀県は86万弱ですよ、今。福岡市の人口より少ないんですよ。そこに合わせた規則を本当は考えなきゃいけないんです。県民所得の平均も違うわけですね、国家公務員のレベルの所得も違うわけですよ、基山町の所得のレベルとは。で、なぜ規則をつくらないかと聞いたのは、基山町の小さな22キロ平方で災害があったら多くの職員がこれをとることが考えられる。そのときは条例があれば出さなきゃいけない。要するに一般の休暇と違って、年次休暇と違って特別休暇というのは基本的には断れない。断られるとかいふようなことがある、断れないんです、これは。そうすると基山町自体は機能しなくなるじゃないですか。だから、基山町自体で小さなね、国家、例えば、今福島やったけど、ほかのところは全部安全なんですか、それをカバーできるんですが、基山町でもそういうところが起こったら基山町の行政というのは死んでしまうんですよ、みんな特別休暇つくれば。だから、そこで何かを考えないんですかと、ないとおっしゃる。つくればあるんですよ。まず、一番近くのところの特色のあるところ、日本全国じゃなくて佐賀県なら佐賀県の人事委員会やったかな、それをちゃんと参考にするとか、あるいはみずから考えればいいんですよ。上が聞いたからそのままコピーするんじゃないで、基山町の特色を考えて、我々は行政サービス、どうしなきゃいけないのか、何も考えていないじゃないですか、フリーサービスでできます。これは、たまたま私がこれを題材にただけで、すべての基山町の行政に対して申し上げたい。

それぞれの地域においてローカルの特色があるわけですから、それを考えないでね、考えないというのは頭を使っていないということです。頭に汗かいていないんです。我々は寝ていても、テレビ見ている、歩いていても頭に汗かけと鍛えられてきました。国家公務員だからじゃないんです。それぞれ管理職という立場にはそうなければいけないと私は思っている。それがあなた管理職をやる資格はない。一般の事務の方は事務をする、皆さんは仕事をするんですよ。体に汗かくのと頭に汗かくのは違いがあるんです。頭に汗かくのが仕事です。

体に汗かくのは事務です。そういう立場にあったらね、それを考えないでつくっているのが今までの基山町の行政じゃないですか。

3回目ですから、ほかの質問もあるでしょうからね、特に特別規則とかなんかをつくらないと運用ができなくなるんじゃないですか（発言する者あり）ということです。

町長もし何かいや違うんだということがあればね、お聞きしたいですけれども、よくお考えて、やっぱりやっていただかないと町民の負託にこたえることができない。町民のために行政はあるわけですから、行政職員のために税金取っているわけじゃないでしょう。強く申し上げておきたい。

○議長（後藤信八君）

答弁要りますか。（「もしあるなら」と呼ぶ者あり）町長。

○町長（小森純一君）

確かに、国、地方、仕事が違うというふうなことを私自身も思うし、申し上げました。

それからまた、その仕事もそうでしょうし、状況もいろいろとやっぱり違うということ、これもうまさにそうだろうと思います。しかしながら、今度ここに出している人事院規則にのっとった、これがもう実際適用しないものかどうかという、それ自体私も認識がちょっとございません。そういうことで、認識ない、知らない、気づかなかったということでは済まないのかもしれませんが、その辺のところは、また、これに関したことだけでなく、いろいろと考えていきたいというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

ほかに。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

私も議案そのものではなくて、この提案理由について質問なんですけれども、今現在、この提案理由は人事院規則が改正されたことに伴いというふうになっています、人事院規則の改正、また人事院勧告、現在のところ100%受け入れしているということでよろしいのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

人事院勧告は、先ほども言いましたように、国家公務員につくられている服務に関する規

定等を全部人事院勧告のほうで定めていっております。それに対しましていろんな形で、給与体系も違いますし、先ほど言われておりましたように、特別職等もそういった細かいことを行っております。

次の育児休業法に関する条例も国家公務員に対しての人事院勧告のほうは多種多様にわたっております。ただ、基山町の条文の中で、その項に関することについてのみ条文の取り扱いを行っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○２番（久保山義明君）

ちょっとうがった見方をしますと取り入れる部分もあるし、取り入れないところもあるということではよろしいのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

一つは上位法の中でうたっているものについては上位法の中で遵守して、それを守っていきますけれども、今度、基山町の条例の中で服務に関する事、いろんな給与にしても時間外、それから勤務関係にしても定めておりますので、その中で、人事院勧告から発令された内容等がうちの条例改正しなければならないような案件が出た場合は、それを遵守して改正を行っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○２番（久保山義明君）

先ほども言いましたようにちょっとうがった見方をすると、こちら基山町行政側の都合のいいものは受け入れをして、ちょっと都合が悪いよというのは受け入れないということもあり得る可能性があるということですね。

そして、ちょっともう一回、最後なんで続けて質問させてもらいますけれども、人事院規則の改正、また、人事院勧告というのは私たち一般、議会も含めてどこでどうやって見ることが出来るのか、わかったら教えてください。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

基山町に合った条例の範疇で考えていくべき部分もあるのじゃないかということの１点につきましては、先ほど重松議員のほうからもボランティアの改正が時限つきできております。そういったものについては、うちの運用で派遣できる範囲については条例を改正しないと思っておりますけど、基本的には人事院勧告で出された部分については、うちの条例等の改正は行っております。

それからどういう情報、どういうメディア等からで知り得るかということ、まず、人事院に関しての情報はメディア等で結構出ておりますけれども、ほとんど今はインターネットの中に載せてあります。例えば、こういう条文の改正があっているということでインターネットを検索していただければ、もうほとんど情報が流れております。

○議長（後藤信八君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第29号議案に対する質疑を終わります。

日程第３ 第30号議案

○議長（後藤信八君）

日程第３．第30号議案 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

○９番（片山一儀君）

言うつもりなかったんですが、今、総務課長がこれ人事院勧告とおっしゃった。これは地方公務員法の改正に伴って出したんでしょう、これは、そう提案理由に書いてあります。

人事院、国家の行政の組織をきちっとね、人事院というのは３人しかおらんのですよ、委員はたしか３人だと、５人ではなく３人だと思いますよ、あと事務局が動いているんでね。これは、今、人事院勧告とおっしゃったから私が出るんです。これは地方自治法の、地方公務員育児休業法等に関する法律が改正された分に伴って出されたでしょう。言葉をもっとね、きちっと使わないといけませんよ。全部公務員は、言葉は大事ですから、もっと気をつけていただきたい、それだけです。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

具体的な中身、少し聞きます。

説明のときに、この条例の一部改正は再任用者対象の60歳以上ですよと、皆さん退職して再任用をされたと、そういう人が対象なんですよと、そうするとこれは曲がりなりにも育児休業ですよ、皆さんに60歳過ぎても子供がいることは別に不思議でも何でもない時代ですからいいでしょうけれども、昨年の3月議会でしたか、職員の育児休業に関する条例の一部改正を行いましたよね。今回はそれに加えて、この非常勤職員もできますよというふうな改正ですよ。その改正された中身が再任用対象の60歳以上と、これだけですか。たまたま基山にはそういう人がいませんけれども、基山にはそういう職員、非常勤職員、臨時職員がいないかもしれませんけれども、ほかにはどういう人がこれ対象になりますか、これがまず質問です。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

私の説明の中で、まず、再任用者というのは基山町の中に該当する現段階で、今の条例等の中で該当する職員については再任用者ですと。この条文の内容をうちのほうでも十分検討した中でだれが対象になるんだということと、それから、再任用者をこの条文の中で入れていったときに該当する項目が出てくるのかということで議論した中で養子等で、幼児を養子に入れたときにはそういうことが発生してくる場合があるということで、当然、これも現時点で扱ったほうがいいだろうということをお願いいたしております。

いい事例で挙げさせていただきますと、県の職員等の、教員で佐賀県の教員試験は合格していると。しかし、採用枠がないために臨時で今は働いていると、違う職種等で、そういう方たちが当然当てはまってくるし、また、産休等をとられたときにそういった職員を、また登録している職員を当てはめていくというような形が出てくると思います。そういった中でうちのほうで判断したところがあります。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私、なぜこういうふうな改正の仕方をするのかなと、というのは、皆さん方は正規職員と非正規職員、ここでは非常勤職員というふうな表現ですけれども、余りにも差があり過ぎるんですね。余りにも差があり過ぎるから、非常勤職員に対しても正規職員並みに少しは労働条件ば上げなければならないという中身の改正も含めて、私、今回出てきたのかなというふうにも少し思っていたんですけれども、そうするとこの「第2条に次の1号を加える。」と。私もわかりませんでしたので、第2条は何かなという、第2条に(1)育児休業法第6条第1項の規定により、任期を定めて採用された職員、これは、この職員は対象外なんですと。どういうことかと言えば任命権者、町長が任期を決めて採用したと。日々雇用職員ですね、基山の場合は1年未満、日々雇用職員3カ月ごとの更新ですよ。だから、例えば、こういう人たちは該当しないんですよ、対象外なんですよというのがありますね。

しかし、例えば、3カ月間の更新であろうと、これは何回も出ましたけれども、今の学童保育で働いている指導員さんにはもう10年以上働いている方がいると、3カ月更新3カ月更新で十何年働いてある方と、その方もこれは該当しないんですね。そうすると基山町が決められている非常勤職員を条例で定めていますけれども、これをまず改正しないと、先ほど言いましたように、非常勤職員の労働条件、勤務条件を向上することには何も役に立たんと。基山町では皆さん方が退職して再任用された方しかありませんよと、そうするともうこれ、ほとんどこういうのが意味なさなくなると。だから、基山町はもう少しせつかくこうして新しい運用の仕方を考えるときに、これ国のほうの言われるように、地方公務員の育児休業に関する法律の改正に伴ってと、国がこういうふうに改正したからというふうにまたここでも言われるかもしれませんが、実際基山町として運用するときに、いかにこの臨時職員に対しても、幅広くこれが適用できるような方向での検討というのはされましたか。

言いましたように、そうすると日々雇用職員の採用の条件の条例についても少し見直しもしなければなりませんけれども、そういうところまで検討する材料に入りませんか、どうですか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、育児休業に関する一般職に関しましては、今3年が期限となっております。そのこ

とを踏まえまして民間の会社等では1年半を限度とする育児休業がとられておりますので、それに関しまして、今、御指摘いただきました、通常の職員と非常勤職員との間にそれだけのギャップがあるじゃないかというところからの問題提示で、今回民間の会社と合わせるような形で、非常勤職員に対しましても最高で1年6カ月の育児休業を与えるというような内容で進めております。基山町の場合、日々雇用に関しましては現時点ではアルバイトとしての扱いためのもの、それから、嘱託職員につきましては、地方公務員法の第3条の特別職の扱いということですので、この職には該当しません。もし該当する項目を設けるべきであれば、やっぱりそういう条例の改正等による非常勤職員の採用になってくると思います。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私は何度か言ったことがあるんですけども、必ずしも公務員が採用されたら定年までというふうに私はならなくてもいいと思うんですね、場合によっては短期公務員というのがあってもいいというふうに思っているんですよ。だから、言うように、5年間の短期の公務員と、日々雇用というのは先ほど言いましたように、3カ月ですよ、3カ月更新で、1回3カ月で首を切っているんですよ。そして、新たにまた3カ月間採用しますよと、退職金も発生しない、こういうふうな労働条件についても一切当てはまらない、手当も一切ないというのが日々雇用職員ですよ。

しかし、例えば、3年とか5年とか短期公務員制度を設けて基山町では5年間の公務員、採用しますよと、これはできませんか、今の公務員制度では。基山町内で、いや、町長がする意志があるないを聞いているんじゃないんです。今の公務員制度の中で、基山町独自として3年、5年という期限を設けた採用の仕方というのは基山町の条例を改正するだけではできない中身なんですか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

御指摘のとおり、現時点での条文の中では、そういうことはまずできません。しかし、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律等で条例等の制定を行えばできるので

はないかと、ちょっとまだここ確信はしておりませんが、できるのではないかと思います。

○議長（後藤信八君）

ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第30号議案に対する質疑を終わります。

日程第4 第31号議案

○議長（後藤信八君）

日程第4．第31号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

○9番（片山一儀君）

直接これに関係ないと言ったらいかんかもわからん。この見直しをされるときに、この前も広報に特別職のあれで日当が5,700円出たんですけれども、半日当とか時間手当という、その改正は今回検討されなかったのでしょうか、わざわざこの条例の一部改正を出されるときにですね。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

これは前回、いつか検討して報告させていただいたことがありますけれども、日額でしかできないと、時間ではできないということになっております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

いや、きょう、この前の広報、日当て書いていませんでしたかね、広報の中に。だから、ちょっと疑問になったんです。だから、私も社会福祉法人にいるときに理事ということで、日当制を半日当に変えたことがある、お金の関係で。だから、そういう検討をされなかったのかなと。日額という、今、月、日、あるいは年と書いてありますよね、年額、日額、月額だったかな、そこあたりが半分とか時間とかというふうに、やっぱり非常に財政が厳しくなっているとおっしゃっているときですから、そういう検討をされなかったのかなというのが

質問です。いや、されなかったらされなかったでいいんですけどね。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

今、日当という形で言われたのは、多分、非常勤職員の日当の分じゃないかと思うんですけど、ここでいう非常勤特別職の額に関しましては、こういう日額で、半日とか時間給での支払いはできないということになっています。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

基山町基本条例審議委員会か何かということになっていましたね。それが日当ということで広報に出ていません。審議委員会募集されたでしょう、この前。それが日当になっていましたよね、広報、日当5,700円ですと書いてあった。だから、ちょっとお伺いしたんです。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

これにつきましては、報酬でございますので、日額5,700円ということですので、当然、審議委員さんでございますから非常勤特別職の日額ということでさせていただきます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

済みません。この「町史編さん委員会委員の項を削る。」というふうになっています。恐らく基山町史編さんが終了したというのを受けて、こういう項目が、条例変更が上がったんだと思いますけれども、実際に町史編さんが終わった後もかなりやっぱり問い合わせの電話等が多くかかっております。資料についての問い合わせとか、また、町史そのものについての問い合わせというのが非常に多いと思う中で、至急委員会というのを解散しなきゃいけないのかどうかということだけお聞かせください。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

今の御質問ですけれども、確かに問い合わせ関係等はあっております。今のところはその担当で答えられる範囲ということでございます。それで、一応編さんの分での委員会ということで、とりあえずは一応解散をさせていただいて、ただ、この委員さん方、いろいろ日ごろからのおつき合いもありまして、いろんなことを教えていただくような連絡もお互いにその担当者としておりますので、もしそういうことでお話を聞かなくてはお答えできないような質問とかあれば、当然教えていただくようなことになろうかと思います。

ただ、編さん自体のいろんな会議を招集して何かをやるということはまずありませんので、一応解散をさせていただくという形をとらせていただきました。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第31号議案に対する質疑を終わります。

日程第5 第32号議案

○議長（後藤信八君）

日程第5．第32号議案 基山町税条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第32号議案に対する質疑を終わります。

ここで10分間、1時55分まで休憩をします。

～午後1時45分 休憩～

～午後1時53分 再開～

○議長（後藤信八君）

皆さんおそろいですので、開議します。

日程第6 第33号議案

○議長（後藤信八君）

日程第6．第33号議案 基山町敬老祝金支給条例の一部改正についてを議題とし、本案に

対する質疑を行います。大山勝代議員。

○8番（大山勝代君）

全協でこのことについて議題としてありましたけども、そのときは発言しませんでした。けども、やはり初めに私の結論を言うと、納得できないということです。否決された後、また取り下げられて、そして新議員がことし4月にメンバーになった。性急になぜ今の時点で出さなければいけないのかということの説明をもう一度してください。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

それは私に聞かれたのかなというような気がいたしまして、お答えいたします。

経緯としましては、1年ちょっと前に否決されまして、そして1年たって再度と思っておりますけれども、5人おかわりになるから、新しい議員でまたそこで考えてくれと、考えたらどうかというような、そういう含みもございまして、2月に全協で皆さん方にそういうお話聞きまして、取り下げさせていただいたと。

そこで、その認識の違いかも知れませんが、私としては、新議員でということでございましたから、6月と、新しい議会ということで、今度、提案をさせていただいたということでございます。そういう今までの経緯がございましたので、提案でございますけれども、本当にそれがだめなのかどうか、なぜそんな性急にというようなことでございますけれども、やはりこれは本当に延ばし延ばしするべきものかどうか。やはりお金の使い方、予算の使い方ということは、そこで気づいた時点でお出しするのも方法だというふうに思いますし、それをまた次の何かに使っていくという、その考え方が必要だと。それも余り延ばし延ばしじゃなくて、ある程度のスピード感を持ってやるということ、それも大切だというようなことで、今度また提案をしたということでございます。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

今の回答では、やはりわかりましたということにはなり切りません。私は今66歳なんですよ。70歳で一番初めに10千円もらえるというのは、この敬老祝金ですよね。けども、4年後、70歳でもらえるとは思っていません。継続したとして。けども、ことし70歳の方が、

うちの近所でいらっしゃいますけども、一度否決されて取り下げられたという、その経過を知っておられて、ああ私たちまではもらえるよねという気持ちが強いんですよ。そしてその方、複数の方知っているんですけども、とても旅行が好きな方で、家族に何も大っぴらに、家族に何も言わんで、この10千円で行けるという、そういう町民のささやかな楽しみを今回そういう形でばっさり切っていいのかというのが私は不満です。そして、税金を納めていらっしゃいますから、その方たちが昨年度の、何回も重なりますが、経過を見て、もらえる、そういう方たちの納得というのも得られないのではないかな。やむを得ないと思っていらっしゃると思いますか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

中にはそういう楽しみにという方もいらっしゃるかも知りません。それはおありだろうというふうには思います。しかしながら、やっぱりこれはどこかでやるという、そういう考え方もしていかなきゃいかんし、その一部のそういう方がいらっしゃるにしても、片方では、もうよかよと言われる方もいらっしゃる。やはり全体トータル的に考えて、どうあるべきかということは、我々の執行部としては、そういう視点を持ってやっていくということ。これはやっぱり必要な部分じゃないかというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

わかります、私も先ほど70歳、私はもらえないだろうと思っておりますし、けども、そのどこかですが、今回ではなくて来年ではいけなかったのかということを思っていますし、私自身は賛成できませんが、もしですよ、ここで言っているのか、循環バスを2台にふやしたときの試算が出ていましたけども、ちょうどそれと同じ金額になるんですよ。ですから、もし町民の方、その方たちに私が納得してもらえるために説明をするというならば、町が2台にふやすげなもんねと、財源がそこに出るよと、だけんねというようなことが言えるのですが、無理ですか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

それは何に使うか。これをやめてばっかりじゃ私もいかんと思いますし、それはやっぱり今度の一つには少子化のほうにも子育てのほうにも向けなきゃいかん。そして全協のとき、ちょっと申し上げたような、今度の高齢者に対する健康、医療、そういうことにもこれから使っていきたいという思いもございますから、これはこれとして別に考えさせていただきたい。そして次の施策に回していきたいということでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

これを一部の70歳にもらえるからという同レベルの話じゃなくて、一昨年3月にも申し上げたんですが、今、確かに今年度が町税が70,000千円ぐらい減収になっておるんですかね。お金はどんどん少なくなっていく、住民のニーズはどんどんふえていく。ただ無限大でふえていくだろうと思います。それで、いろんな財政改革をやって、やらなきゃいけないことはわかるし、これも私はそのもの自体については減らすことには賛成なんです。ただこの中で、77というのは引っかけられますが、賛成なんです、そのときもちょっと去年の3月申し上げたんですが、全体の財政の削減の計画はあるんですかということなんです。ありますか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

全体の削減策というのがあるかということでございますけれども、削減していかなくやいかんという思いはあちこちであるわけですが、今の段階、これをというようなことは特に具体的には考えておりません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

そういうところで私は反対をしたわけですね。ちょうど今、3つの要因で減収をしている。3つの要因というのは、1つは、人口減によって課税対象者が減っている。2つ目は、高齢者がふえていって、要するに年金所得になると、現役時代の3分の1になります。それで減っている。もう1つは、それぞれの給与所得者の所得が減っている。そのものがですね。そ

ういうことで減っているんだろと思うんです。したがって、財源捻出をしなきゃいけない。そのためには、やっぱり我々もみずから身を切らなければ、高齢者だけに身を切らせちゃいかんのですよ。例えば、職員給与、ラスパイレスが99%を超えていますね。佐賀県でも3番目ぐらいに高いです。なぜ職員給与の身を切らないのか。特別退職金、町長のやつは正確に知りません。うわさでは一千五、六百万円あると、4年間でですね。1年間に4,000千円ぐらいあるというふうにうわさ聞いていますが、教えていただければありがたいんですけども、それも私は常識から言ったら、多分、一般の民間の人で大手じゃなくて、中小企業で30年働いても、そんな退職金出ないだろう。それからあるいは議員報酬の一律化。例えば、議員報酬を与えなければならないとなっていますね。今、議長から全部我々一般議員は報酬が違います。これは議長の仕事、大変ですから、差があって構わないと思います。それは議員報酬に手当をつればいい。手当にするかしないかによって、どう違うか。これはボーナスに影響ってきます。その給与システムをつくったのは、昭和23年に富士紡がつけました、初めて足利に工場をつくったのが、今の給与システムをつくったんです。手当をつけるというシステムを。そういうふうに工夫すれば、いろんな財源ができるわけですね。それから先ほどちょっと申し上げましたけど、非常勤特別職というか、いろんな見直し。例えば、公民館長報酬、副公民館長報酬が出ていますね。では公民館って何なの。それ見直しの必要があるんじゃないですか。あるいは先ほど日額で決めているけれども、それを半日だとか時間額にするとか、あるいは消防団ですね、いろんな財源をトータルでこれだけ減らすよ。その中で今回は高齢者の祝金についてつくるよというのがないと、やっぱり総合的なことがないことには、たまたま高齢者の祝金だけ思いついたからやるというのは非常に場当たりの行政の政策である。総合計画、きちっと計画をつくった中でやっていかないと、思いついたから、例えば、私は健康福祉課長が貧乏くじ引いて、持ち出し課になっているじゃないかと思うんです、祝金なんてね。本当に出されたかどうかわからないけれども、町長、お前のところから持ち出せよという形で祝金、教育委員会からもいろいろなところから持ち出せば、どんどんもっと財源をしていろんなことができるわけでしょう。それよりここだけ、しかも出すタイミングの問題もあります。新しい新人が来られたから、よくわからんうちに突っ切っちゃえと考えたかもわからないしですね、悪く言えば。それから、この前ちょっと申し上げたけど、健康寿命からいくと、77歳というのは長いかわかりません。ただ、今、平均寿命という考え方からすれば、男で79.5か6ですから、女性年齢は85ですから、本当に何で77にしなきゃ

いけないの。70切ったら77も切っていいんじゃないの、本当にするんであればですね。そこに総合性と論理の一貫性がない。したがって、こういう条例の改正はやるべきじゃないと思います。もし何かありましたら、おっしゃってください。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

もっと全体的な財政計画、財政削減策を持てということ、確かにそうかも知れません。しかしながら、そうそうじゃあこれとこれとこれというようなことが、ちょっと今のところ私は思いつかないということでございます。これまでも行財政改革というようなことで、いろんなことで取り組んでまいりました。それは18年ぐらいからですか、いろんなことでやって、その報告的なものもでございます。そうした中で、町長専用車を廃止したということもございましょうし、私どもの給与も、私も7%削らせていただいたというようなこともございます。それからありとあらゆる補助金等も見直して、随分と削っております。それから庁舎の照明とかなんかも、この前は余り効果が上がっていないというようなことでございましたけれども、前からすると、やっぱり毎年毎年ずっと努力してやってきておるというようなこと。そういうことがございますから、まだそういうことはやっぱり続けていかなきゃいかんと。あと職員の給与というのが出ますけれども、これはそう簡単にうかつにといいですか、じゃあ3年間だけ5%我慢してくれなというような、そういう問題でもない。やっぱり根本的に見直さないかん部分はありますけれども、私としてはそう簡単に手をつけたくないと、そういうことは思っております。そういうことの中で、やはり特に高齢者はねらい撃ちということじゃございません。やはりこれは今の時代にちょっとそぐわないなというようなことを思いまして、場当たりのと言えればそれまででしょうけれども、そういう意味で、これに関しては削らせていただこうと。そしてまた、ほかのものに充てようというようなことでございますから、その辺の御理解もいただきたいなと思います。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

思いつかないとおっしゃったけど、町長の部下には、キャリアが30年、35年と、優秀な方、たくさんおられるんですよ。マトリックスつくって、これに入れろと言え、部下は出して

きますよ。町長が思いつかなくたって部下は思いつくと思います。マトリックス見るだけで済むんですから。そういうことで、やっぱり総合計画をして総合的に説明しないと、説明責任もできませんし、我々も住民の方に説明できないです。納得もしてもらえないと思います。だから、そこに論理がないから説明ができないし、やはりそこつくって、大事なことです、減らしていくということは。大事なことに賛成をするんですが、さっき言った77歳と70歳の問題、健康寿命と平均寿命の問題、いろいろ考えればたくさんありますね。よく考えた上で出していけば、うん、なるほどそうかということになるんじゃないかと思うんです。だから、それがないから、説得力がないんだと思うんです。よろしくお願いします。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

まず私、見直し自体はだめだとは思っておりません。今の時代に即した見直しをするというのは当然のことでありまして、問題は見直す根拠、まずこれがはっきりしないとだめだというふうに私も思っています。

それで、一つは、去年の3月の議会では出されました、全議員で否決しました、今の現行ですね。70歳、77歳、88歳、90歳、100歳以上ですね。70歳は削減するというふうになっていました。77歳10千円を5千円にする。88歳20千円を10千円。90歳20千円を10千円。99歳30千円を15千円。100歳以上50千円を30千円というのが、昨年3月の改正案ですね。そしてことしの2月にこれは正式上程はされなかったんですけども、一応こういう案ですよというふうに出されたのが、70歳は削減する、これは一緒ですね。77歳10千円はそのまま10千円。88歳20千円は10千円。90歳20千円を削除。99歳30千円を削除。そして100歳以上50千円、これについて、そのまま100歳は50千円。そして最高齢者は50千円という形ですよ。今回出されたのは、この最高齢者も削られたと。去年の3月に言われた部分、否決しましたけれども、出された改正案、2月に言われた改正案、6月に今回出された改正案、それぞればらばらですね。町長は今言いましたこの3案、どれが一番自分はベストだと思いますか。

それと、なぜこういうふうになったんですか。私は去年の3月議会で否決したのを、これもう議会も違いますし、構成メンバーも違いますので、同じのを言われても私よかったと思うんですよ。そしてその中で町長の今回言われていますように、高齢者のインフルエンザの予防接種に対して、今、個人負担が1千円を無料にすると、補助するんだと。高齢者の肺

炎球菌ワクチン、これ1回につき3千円の補助ですけれども、2回目の方についても補助するんだと。こういうところで使うんだということで提案をされるんだったら、昨年3月に否決しました同じ条例案を出されても、別に私は問題ないと思うんですね。一事不再議、同じ会議中に出されたらだめですけれども、違うんですから。なぜこういうふうにまず3案変わってきたんですか。これについて、まず説明をお願いします。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

内容が3回とも変わっているということでございますけれども、やはりその時々で、余り変わるべきじゃないだろうとは思いますが、いろいろとよその事例あたりも取り入れて、それから耳に入ってきて、そういうことからして、嬉野市あたりは、これは祝品だけで、ないというような、そういうふうなこともデータとして出ております。それから、何でかと申しますと、90歳をどうして省いたかという、やっぱり88歳に差し上げて、また90歳というのは、そこ近いなということ。それから99歳も同様に、100歳というのが、ここでは50千円ということではしておりますけれども、それで99歳、そして100歳と。まれな年齢でございますから、そのくらいはという考えもありましょうけれども、それはちょっと省かせていただいております。それから最高齢は、一つには、やっぱり長谷川チヨノさん、これは全国最高齢ということの頭がございましたから、最高齢者ということで上げたということでございますけれども、これに関しましては、いずれ私も長谷川さんいらっしゃる間、健康な間、お祝いにも行きたいと思っておりますから、これはそれが適当かどうか分かりませんが、私の交際費の中から、やっぱり何がしかをお持ちするというような、そういうことでどうかというようなことで、こういう形にさせていただいております。そのほか、近隣のいろいろ調べた上で、結局そういうふうな変遷をたどってきたということです。余り変えるべきじゃなかったという御指摘であれば、それもわからないじゃないんですけれども、そういうことです。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

昨年の3月否決しました案と、今回、上程されている案、大きく変わっているのが、昨年

の3月のは幅広くそして薄くなんですよ。今回、資料で出されました現行の年齢ですね、70歳が217名、77歳が148名、88歳が80名、90歳が43名、99歳が7名、100歳以上が11名と。先ほど私が説明しました金額ですね、あれを掛けてもらうとよくわかるんですよ。去年の3月否決しました3月案で計算すると、これ2,405千円しかありません。今回出されておる案は2,580千円なんですよ。今回出されている案が金額的には多いんですね。前回は何か聞けば、77歳にも出す、88歳にも出す、90歳にも出す、99歳、100歳以上に出すと。えらく金額的には多いみたいに感じますけれども、実際計算してみると、前回のほうが安いんですよ。175千円も今の現行年齢でいけば安いんですよ。だから、町長はどういう考え持っているんですかと。もし本当に町長が、いやこうして削減したのをいろんな面に使いたいと。先ほど言いましたように新型インフルエンザも使いたいし、肺炎球菌ワクチンも使いたいんだと。少子・高齢化、子育ても使いたいんだということであつたら、同じ案を出すべきだったんですよ。しかし、変わったということであれば、敬老祝金の支給目的が、自分はやっぱり先ほど言われましたように、88歳とか90歳近いと、99歳から100歳は近いということも、それはあるかもしれませんよ。だから言うように、幅広く祝うのか、ピンポイントで的を絞って祝うのかというのがありますね。だから、自分は財源をどれぐらいにしたいんだというのですればいいんですよ。ところが、何かそこがはっきりしないというところが、私、大変今度のは問題と。だから、町長が言いましたように、どの案が自分は一番ベストと思われたんだと。私は出された第1案がもし可決していたと。じゃあ今度の案は出されましたか。多分出されないと思うんですよ。去年の3月に議会が可決したら、当然、今回の改正案は出されていないと思うんですよ。だから町長の一体性が私なんかははっきりわからないなというふうに思うんですけれども、町長、この辺、何か少し勘案されましたか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

財源はむしろふえておるじゃないかというような御指摘でございますけれども、といいますのも、ある程度財源削減というようなことは考えておりますけれども、本当に財源削減だけが目的だけでもなかったと。いわゆるその理にかなったといいますか、何が理にかなっておるか分かりませんが、そういう出し方をしたいということで3段階に絞らせていただいたということです。

それと、先ほどこっと忘れておりましたけれども、90歳以上の方には、社協のほうから毎年、これは品物でわずかな2千円見当でございますけれども、250人ぐらいいらっしゃいます。240人かな。その方々には社協のほうから毎年お持ちしてお祝いをしていると。そういうふうな敬老という気持ちもありますということはちょっと申し上げておきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私が2月のときには、最高齢者、長谷川チヨノさん、日本一です。今回はこれも省いているというのもあって、私はそれ自体もおかしいなと思うんですけれども、今回は前回と大きく違うのは、もう1つは、100歳以上ですね、今回も全く削られましたよね。そうすると、今からの人口動態も含めて、いや100歳以上もふえるんだと。確かにそれは今の高齢化率からいえばふえますよね。しかし、私は敬老祝金として、例えば、よそを言うと、いろいろ難しいかもしれませんが、中には90歳以上とか財源があるところもありますけれども、100歳以上とか、今度99歳以上で出されているところもありますよね。そうすると、こういうふうに継続して、もう100歳も生きられて、今からも長生きしてくださいというのは私大変大事だと思うんですよ。今回、いかにも町長がぽんと削って、物すごく削減になっておるみたいな気がするんですけれども、例えば、100歳以上を50千円以上出そうとやってすると、今回あたりなんかは、今、現行が100歳の方が6人、100歳以上の方が5人なんですね。5年後は100歳以上の方がこれ5人なんですね、5年後も。5年後が説明が一回ありましたけれども、ちょうど戦時中の関係で人口が減っているというのがありますけれども、10年後になってくると、これも100歳以上というのは、20人ぐらいいらっしゃいますけれども、10年後でもめちゃくちゃあれというわけではないんですね、1,000千円ぐらいはそれはなりますよ。しかし、今回の削減幅からすると、確かに1,000千円というのは大きいかもしれませんが、今回、三百何十万円削減しますので、この辺を少しやっぱり考慮すべきではないのかなと。敬老祝金という目的ですよ。だから私は70歳をまず削減することには賛成なんですね。言われるように88歳、90歳と、近いというのも、それは見直しは私もすべき面もあるのかなと思いますよ。使う目的によっては。ただ、どうかして、この100歳と、一つの人生の区切りですね。そこで頑張って生きられている方という方に対して、私は、例えば、町長が50千円

というのが高いと言われれば、私、金額にはこだわらないんですけれども、何らかの形で祝金を出すべきではないのかなというふうにも思いますけれども、この辺は町長、判断としてはどうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

全般的に言えば、それはできるだけ多くの方に喜んでいただくというのが本当だろうとは思いますが、しかしながら、理屈かも知れませんが、喜寿、米寿、それから100歳というような形で、日本古来のそういうふうな考え方もございますし、今の年齢構成あたりからして、この辺かなということで、3段階に絞らせていただいたということはございます。

それから、100歳でございますけれども、100歳でお元気な方も当然いらっしゃいます。しかし、実際、自分で何かをなさるといような、外出をされとかといような、そういうことでもないし、この前から出ておりますように、お孫さんといような、そういう使い方がほとんど多いのじゃないのかなと。それはそれでいいと思うんですけれども、そういうふうなこと。それから、やはり以前からは言っていませんでしたけれども、社協で毎年、90歳以上の方には、私どもも出向いてお祝いを言う。ことしもまたもらっていいんですかといようなことをおっしゃるお年寄りもいらっしゃいます。しかし、そういうことで、100歳節目といようなことで、いかがかなということで提案をさせていただいております。

○議長（後藤信八君）

ほかにございませんか。松石議員。

○12番（松石信男君）

いろいろ今、質問が出されたわけですが、私も4点にわたって質問したいと思います。

まず、この敬老祝金の見直しについてですけれども、佐賀新聞を見られた方はわかってあると思いますが、基山町議会として初めて執行部が出した議案を否決した唯一の例。議会として主体性が発揮された例であります。ほとんどの議会が、基山町議会もすべて賛成ということでやってきたということで、それでいいのかと。もちろん私は反対のための反対ということではありません。本当に議会として責任を持つと、責任を持って反対をした。そういう例であります。全体的には非常に佐賀県の各議会でも少ないわけですが、

4点にわたって質問したいわけですが、まず、支給条例の目的ですね。これ読んでみます

と、敬老の意を表することを目的とすると書いてありますね。この目的からすれば、私は後退することにつながりはしないのか。だから簡単にいえば、年寄りを大事にする必要はないと。6段階から3段階、いわゆるあと3段階の人はもう別に大事にするといいますか、敬うと、そういうことは必要ないというふうな判断にもなるわけです。今度、改正案を見てみますと、いわゆる節目支給になっているわけですね。70歳が古希です。77歳が喜寿です。88歳が米寿、90歳が卒寿、99歳が白寿ですけれども、あと100歳ですが、その中で、今度廃止になったのが、古希、それから卒寿、白寿、これは祝う必要はないというふうな形になろうと思います。それから米寿についても、半分にお願いしますと、今まで20千円を10千円でお願ひしたいというふうなことになるというふうに思います。そういうことで、後退しているんじゃないかと。

2番目が、町長は高齢者の人は楽しみにされていると思うけれども、今の時代に支給するのはどうかと、そぐわないのではないかとと言われております。それは、具体的にどういう意味なのか説明をお願いしたいと。

それから3つ目に、不特定多数に一律に支給するのはどうかと。これも具体的に説明をしていただきたいと。不特定多数に一律に支給していると私は思いませんが、節目支給ですからね、現在。

それから4番目、平均寿命のことを言われて、男性の平均寿命は79歳になっていると。それよりも若い人に支給するのは、疑問を感じると――疑問を感じると。平均寿命が79歳になっているのに、70歳とか77歳とか、そういう人たちに支給するのは疑問を感じますというような、今までの全協とかの中での説明を聞いていますと、そういうふうなことを言われております。

まず、その4つについて御見解をよろしくお願いします。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

敬老の意味で、敬う気持ちの後退化と言われれば、まあそう言われても仕方ないと。これは、決して前進というわけはございませんし、後退と言われれば後退だろうというふうには思います。しかしながら、必要ないというような、そこまで私も断定するつもりはございませんけれども、確かに後退と言われれば後退でしょう。

それから、この今の時期にとあるけど、不特定多数というようなことも合わせて、結局それを申し上げたのは、ほかにも削っておりますけれども、70歳ということ、特に70歳で今70歳おめでとうございますということで、これまた本当にこれが不特定多数といいますか、皆さんに、70歳になられたからはいどうぞどうぞと、よかったですねというような、そういう時代でもなかろうと。そして、それを皆さんに差し上げるということでもない。それは、むしろほかの何か健康増進なり何なり、そういうことに使ったらどうかと、そういう意味で私は申し上げたんじゃなかろうかと思います。

それから、平均寿命はさっきから出ておりますように、男性、女性違いますけれども、七十八、九歳、八十三、四歳、それくらいに延びております。まさにこれも平均寿命ですから、もっと長生きされている方ある、小さいころに亡くなった方もいらっしゃるというようなことで平均寿命がこういうところでございます。そういうことで、このくらいで、77歳で差し上げるというのが適当じゃなかろうかというようなことだったと。そういう意味で、私は申し上げたというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

町長は敬老という点では後退になると。そういうことを町長の口から、私たちも高齢者にそれを言っているのかどうか、非常に私たちもそういうことは言いたくないわけですが、そういうふうなのは非常に残念だというふうに思います。70歳——特に70歳、これはもう必要ないじゃないかと、特に70歳を指して。70歳でおめでとうというのはいかななものかというような、今の高齢化の中で、平均寿命が延びている中で、70歳というのはまだ若いんじゃないかというふうな認識をちょっと示されて、そこでお祝いするのはどうかというふうな見解を示されたわけです。平均寿命は79歳ということで、1つの判断基準としては、それ以下はもうというような言い方をされたと思うんですが、90歳と99歳も廃止なんですよ。いわゆる卒寿と白寿、これも廃止なんです。だから、ちょっと町長の言われていることに矛盾を感じます。

そして、もう1つはこの提案理由なんですけれども、端的に言えば、子育て支援のために予算を重点配分したいという提案理由なんです、そういうふうにありますから。だから、申しわけないけど高齢者の皆さんと。あなた方に充てるそのお金を、そちら側に回さ

せてくださいというような受け取り方になるんですよ、これだったら。これで、私は納得していただけるのかなと。町長は、子育て支援に非常に熱心に取り組んでいただいています。それは、私も非常に評価するところです。しかし、だからといって高齢者を犠牲という言葉が適当かどうかちょっとわかりませんが、高齢者に対するさまざまな施策を削ってまで、そちらに充てさせていただけないでしょうというのが、果たして高齢者の方の納得はいただけないというふうに私は思うわけですね。私だけかもしれませんが、松石議員は、子育てのことはよう言わっしゃるばってん高齢者のことはいっちょん言わっしゃれんと、ときたま言われます。言っているつもりですけど、やっぱりどうしても重点的に子育て支援のほうに、人口減少という中で力を入れざるを得ないという状況があつてですね。しかし、高齢者は高齢者でどんどんふえているんですね。だから、やはり大きなさまざまな問題、対策を立てなでけん問題もたくさん今から出てくるんです。さっき言われた買物弱者の問題とか、循環バスの問題、ずっと家に閉じこもっておったらかえって不健康になるし、どんどん外に出ていってもらふ。そのために、1台じゃいけないじゃないかというような提案もされた。だから、私は、こういうふうな提案の仕方はちょっと納得できないなと。高齢者には、いや、こういうことをきちっとやりますと、やっていますと、現実に。ということで、高齢者の方が納得されればまた違ってくる。先ほど、大山議員は2台にすれば賛成されるというような言い方をされたんですけれども、本当に、そういう目に見えたような形で高齢者の方への事業を拡大していくと、これが私は必要だと。若い人と高齢者のことを対立させてやると、こういうふうなやり方はとるべきじゃないというふうに私は思いますが、どうですか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

今幾つかおっしゃいましたので、すべて忘れずにお答えできるかどうかわかりませんが、1つには70歳ということ、これが問題だということですが、ケース・バイ・ケースだと思います。70歳でも——もらって怒る人はいないかもしれません。けども、本当にそれがどの程度どうなのかなということでございます。楽しみにしてある方もいらっしゃるということでございますから、それは確かにそうでしょう。けども、ちょっと70に今度なるばってん、もうおれはよかばいというような方もいらっしゃるというような、いろんな中での選択だということでございます。まさにケース・バイ・ケースだということです。

それから、90歳、99歳、これは先ほど申しましたように、90歳というのも、88歳の90歳というようなことで非常に近いということでございます。

それから、敬老会のときに米寿の方をお呼びするというようなこともやっております。そういうことで、お祝いの気持ちというのは、もちろん十分私も持っております。それから99歳も、99歳のまた100歳だというようなことで、ちょっと削らせていただきたいということです。

それからもう1つ、子育て支援へのというような提案理由にそういう書き方をしています。しかしながら、子育て支援対策事業等へというような語句をごらんになってどう解釈されるかわかんけども、等へというようなことも入れております。子育て支援だけということの書き方じゃございません。この辺もちょっと申し上げておきたいと思いますし、それから、この前の提案理由をここで申し上げさせていただいたときには、高齢者の方の福祉及び子育て支援へのというような、そういうつけ加えをさせていただいておるということもございます。

それから、高齢者にもう少し厚くせんかと、高齢者のことはいっちょん考えとらんとやないかというようなことでございますけれども、高齢者の在宅福祉サービスと、後期高齢者どうのこうのもございますけれども、それから、いわゆる保険関係のこともございます。それから、今度は配食サービスもやっておりますし、緊急通報システムなり、あるいは介護用品の支給とかなんとか、入浴サービスとか、私どももいろんなことを取り組んでおるつもりではございます。それから、肺炎球菌、それからインフルエンザ予防の健康増進、それから健康指導というようなこともやっておりますので、高齢者にそんなつれなくしておるというようなことは、私は思っておりません。むしろ、松石議員にお尋ねしたいのは、松石議員がそう思っているのかなと。というのが、同じ基山民報を私も持ってきておりますけれども、ここに書いてございますのが、町民の中からは、年寄りはどうせ死ぬから大切にする必要はないのかという声が出ておるということを書いてあります。これは、だれの声かなと。町民の方の声かもしれませんし、松石議員の声かなというような——違いますか。それは失礼なことを申し上げますけれども、こういう書き方をされておられますから、こういう方がおられるということもわからんじゃないんですけれども、その辺のところは、ひとついろんなこともやっておるという御理解はいただきたいなと思います。

○議長（後藤信八君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第33号議案に対する質疑を終わります。

日程第7 第34号議案

○議長（後藤信八君）

日程第7．第34号議案 基山町監査委員の任命についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

○9番（片山一儀君）

この中で4年と書いてあるんですが、今回、満期になってかわられるわけじゃないと思うんですね。そうすると、それは残任期ということにはならなくて新たにですか。教育長の場合は、たしか残任期でもう一回セットし直すとじゃなしになっていますね。そこらあたりなぜ違うんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

御指摘のとおり、監査委員につきましては、残任期ではなく、就任されたときからの4年ということになっております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

何でなっているんですか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

大変申しわけありません。地方自治法の第197条の中に監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年としということで、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし後任者が選任されるまでの間はその職務を行うことを妨げないという、この条文の中で行っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

任期は4年と、みんな同じなんです。任期を決めるだけであって、途中でやめたときの場合の基山町に決めないんですよ。ほかにもやるけん。そこはなぜですかという質問なんです。教育長の場合だけは、あと残任期という決めがあるからですね。あと残任期になって、もう一回リセットして、次スタートになるわけですね。前はこれは梁井教育長の時代に、途中でやめられて、また残任期が次々延び延びできて、またなっているわけです。では、それを先生の補職ですかね、人事の関係があって、やはり今回の松隈教育長、3月31日までとやられたですね、1月16日から。なぜ1月16日かと、前、梁井さんやめられたとき、1月16日からだったからじゃないですか。そこあたりが監査委員の場合でも、4年であるやつを1年早くなのか、300日早くなのかわかりませんが、細部はですね。要するになぜそこだけが、地方自治法には任期は4年と書いてあるんです。私が言っているのは、なぜ前の任期がそこから始まるのか、一方は始まって一方は始まらないのかという違いを聞いているんです。それ4年と書いてあるのは、自治法ですから、読んで知っていますよ。

わからないなら、よろしいです。もう答えはですね、確認しただけですから。

○議長（後藤信八君）

教育委員会との違いを。総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、教育長のほうは、ちょっと確認をまたさせていただきたいんですが、監査委員につきましては、先ほど言いました自治法の中の上位法の中で4年としておりますので、それで行わせていただいております。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

後ほどきちっと調べておいてください。議事を進行します。よろしいですね。

ほかに、第34号議案について、質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第34号議案に対する質疑を終わります。

第34号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第34号議案を採決します。

ここでお諮りします。採決の方法は投票によって決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、採決の方法は投票によって行うことに決しました。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名でございます。ここで会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に牧藺綾子議員と木村照夫議員を指名します。

ここで投票上の注意をいたします。

同意表は○、不同意表は×、白票は否とみなします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（後藤信八君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（後藤信八君）

異状なしと認めます。

1 番議員より順次投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（後藤信八君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。開票立会人は立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（後藤信八君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

同意票 12票

不同意票 0票

よって、第34号議案は原案に同意することに決しました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（後藤信八君）

ここで3時5分まで休憩をいたします。

～午後2時54分 休憩～

～午後3時5分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

再開前に、先ほどの片山議員の質問の、監査委員、教育委員の任期の問題で執行部より説明があります。総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

先ほどの監査委員の任期、それから、教育委員の任期につきまして、明確な答弁ができず

大変申しわけありません。

その分について回答を申し上げますけれども、基山町の条例ではないということで、上位法に従って行っております。

監査委員の任期につきましては、先ほども言いました地方自治法の第197条の中で、「4年」という明記の中で運用をしているところです。

それから、教育委員の任期に関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第5条の中で、「委員の任期は、4年とする。」と。「ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。」ということで明記されておりますので、この形で行わせていただいております。

大変申しわけありませんでした。

日程第8 第35号議案

○議長（後藤信八君）

それでは、日程第8．第35号議案 町道の路線の廃止についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第35号議案に対する質疑を終わります。

日程第9 第36号議案

○議長（後藤信八君）

日程第9．第36号議案 町道の路線の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

○9番（片山一儀君）

提案理由に、道路法を根拠にされているんですが、なぜ認定をしなきゃいけないのかですね。この補足説明に、要するに、この認定廃止については議会で承認を受けなきゃならないのは、当然、もう提案理由に書かれなくたって、我々自治法を読んでいりゃわかるわけですよ、わざわざ。大事なことは、なぜなのかという必要性だと思うんです。この認定については、参考資料の16ページに補足説明で、「住宅開発に伴い道路の帰属を受けたため認定する必要がある。」と書いてあるんですね。

ちょっとここで質問なんですが、帰属を受けたらすべて認定をするんですか、帰属を受け

たらですね。それから、条件付きの寄附とか、いろいろなことがあるんですけども、町道の認定と探してわからなかったので質問なんですけれども、町道は抜けないと、袋小路ではダメなのかですね。例えば、けやき台の団地開発は抜けないと開発認定しないんですよ、あれだけ大型の団地は。片方一方通行ということはあり得ない。もともと道路はちゃんと申請するときには抜けるようにして申請しているんです。あと通れたかどうかは別にしてですね。そういう開発するにはちゃんと基準があるんですが、この町道の認定については、どういう基準で認定をされることになっているのか。帰属を受けたというのがよくわからない。そういうことを御説明願いたい。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

認定の理由ですが、今申されたのは資料の16ページ、高下10号線のことだと思います。この件につきましては、都市計画法の第29条で開発の事前協議がっております。その中で、道路をつくるということで、都市計画法第29条第1項の認定に基づく県知事の許可をもらっております。その中で、都市計画法第32条協議、これは町との協議になりますが、道路については町への移管協議を受けております。移管協議の中で、町にとってくださいという移管協議がありましたので、町として移管を受ける場合につきましては、幅員の問題とか、舗装構成についてのいろいろな協議をして、町道認定基準に合うような形で移管を受けたということでございます。

それと、認定の場合、帰属を受けたらすべてかということなんですけれども、個人さんから帰属をしたいというお話がたまにありますけれども、すべて帰属は受けておりません。というのは、町道認定規則の中では、袋小路の場合につきましては、先のほうに迂回路といいますか、転回広場ですね、そういうのがないとできないということで町道認定規則の中でうたっております。それと、幅員4メートル以上ということでの町道認定規則がございまして、町道認定規則の基準に合わせて帰属を受けております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

今、都市計画法が一つ基準であるよと。それで、基山町には認定基準があるよということですね。行きどまりについてはしなくて、車が回転するようなところでなきゃだめだよと。それから、あと幅も決まっているわけですよね。要するに、認定基準があつて、だから、一級町道から二級町道、三級町道とランクづけをされているわけでしょうね。それは町の認定基準ですね。わかりました。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

ほかにございませんか。松石議員。

○12番（松石信男君）

認定のところなんですけれども、塚原3号線、43メートルの部分ですね。これは、小学校の裏、基山保育園に川沿いに行く道の途中までですかね。

それで、ちょっとわからないので教えていただきたいんですが、基山保育園に行く道がありますよね、川の横にこう。あれは町道にはなっていない。どういう扱いになっているわけですか。あくまであれは河川ののり面というか——になっているのかどうか、ちょっとそれを教えてくださいませんか。どういう扱いになっているか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今申されましたのは、新しい路線認定をお願いしている塚原3号線のことだと思いますが、この件につきましては、今、43メートル分だけの町道認定をお願いしております。それから先、基山保育園に行く道の道路ですけれども、今現在、認定はされておられません。その分につきましては、実松川の河川横についてはちょっとはっきり申せませんが、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんが、河川堤防敷の管理用道路ではないかと思います。それと、保育園の南側につきましては町有地と思われます。

以上です。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

側溝の町道ではない部分なんですけど、あれは舗装はされていないですか。ちょっと私、見にいっていないので、舗装されていますか。それは基山町がしたんですか、それとも国道

事務所か何か、どっち。基山がした、どっち。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

舗装につきましては、県の場合は県道しかしませんので、恐らく町がしていると思います。ちょっと定かではありませんけれども、相当以前からあそこは舗装してあります。町がしていると思います。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そうすると、実松川とか秋光川の横ですね、あれは何というかな、（「道路敷」と呼ぶ者あり）そこは基山町で舗装して、基山町のお金を使って舗装していいんですか。できるんですか。どの河川のところも基山町で。それはできるんですか。いや、していないところもあるから言うんですけれども、基山町が金を出してできるのかと聞いています。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

そこは町道認定はかけておりませんけれども、河川堤防敷の町道認定をかけて町が舗装している路線はほかにもたくさんございます。（「町道認定してある」と呼ぶ者あり）認定していない。（発言する者あり）単に町が簡単に舗装は河川堤防はできませんので、舗装するときには、土木事務所と協議しながら舗装はしていきます。その許可を得てから舗装はできているものと思っております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第36号議案に対する質疑を終わります。

日程第10 第37号議案

○議長（後藤信八君）

日程第10. 第37号議案 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第37号議案に対する質疑を終わります。

日程第11 第38号議案

○議長（後藤信八君）

日程第11. 第38号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の17ページをお開きください。

歳入歳出について。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、13款2項6目、農林水産業費国庫補助金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

4ページ、14款2項6目、教育費県補助金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

5ページ、15款1項1目。重松議員。

○6番（重松一徳君）

これ大変私わかりづらいというか、理解できませんので、少し質問をいたします。

全員協議会の中でも少し説明していただいたわけですが、1つ、これ九電のほうで結局、幅7メートルについて地役権を設定したいと。1つは、高压電線、電線幅がそんなのがありますね。私も正確にわかりませんが、20メートル近くあるんじゃないのかなと。そこまでないですか。そうすると、これ中心線から7メートル・7メートルですよ、今回、地役権は。そうすると、実際、幅が広いところなんかは、この何メートルを超える部分も出

てくるのかなと。だから、これ7メートルの根拠を一つは教えていただきたいと。

それから、今、走っている高圧電線、18万ボルトでしたか、説明が。これは一体何ボルトからこの地役権というのは出てくるんですか。

それと、品川議員が少し言われましたけれども、図書館、児童館建設用地の上を走っているということで、これはどちらが先やったのか、私ちょっとわかりませんが、高圧電線のほうが先だったのかなとも思うんですけれども、もし何かのときに、これ品川議員、電磁波の問題を言われていましたけれども、健康被害とかが出た場合ですよね、この場合、これ地役権の設定と補償の問題とかいうのは関係ないのかということと、この地役権というのは、九電が高圧電線を通しての間、これ例えば100年、200年たとうが、この1回きりなのか、この辺ちょっとわかりませんので、説明をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

最初申されました幅ですが、ちょっと私の言い方が、全協の場合、まずかったのかもわかりませんが、鉄塔のセンターから4メートル・4メートルで、それが基準幅でございます。それに、また両わきに3メートル・3メートルの余裕幅、合計の14メートルが地役権の設定の幅になります。

何ボルトからかということは確認できておりませんが、全協の資料で差し上げていました5ページのところに九電の高圧線に関する路線の一覧表がついておりますけれども、この分が九電がされている九州電力管内の高圧線の地役権設定の路線でございます。5ページ、6ページに上がっている分でございます。

それと、期間の問題ですけれども、これは、鉄塔が存在する期間ということでございます。以上です。

○議長（後藤信八君）

健康被害が出た場合の対応。もう1本。財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

地役権の有効期間と申しますと、送電線を使用しなくなるときまでです。1回だけです。

以上です。

○議長（後藤信八君）

健康被害。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

電気の送電による健康被害の問題ですけれども、その点は確認できておりません。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今回、70,000千円を超える金額と、基山町にとれば大変財政的にはいいなというのはあるんですけども、片方、例えば何かのときに、いや、例えば図書館を建設と、どうしてもやっぱりこの高压電線が問題なんだという問題が発生した場合に、町有地のこの評価額、報告でもありますけれども、120,000千円からの評価額というか、買い取り価格ですよ。優に70,000千円をオーバーすると。120,000千円、その120,000千円が有効に使えないと、この鉄塔がある限りはという問題が発生した場合ですよ、いやいや、もうだめなんだと、認めないよと、どっかに迂回をさせてくれという問題が仮に出てくる可能性もなきにしもあらずという場合が想定されるだけにですよ、これ一回設定を基山町が認めれば、じゃこういう問題が発生したときには、これも認めなければならなくなるのかとかいうのがあるだけにちょっと聞いたんですけども、この辺ははっきりした回答、これは担当はどこになるんですかね。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

土地開発公社の所有地のところが一応図書館建設については該当すると思いますが、これにつきましては、当然土地開発公社にも地役権設定のお話があります。ただ、土地開発公社につきましては、最終的には町に買い戻しをしていただく物件でございますので、下手に土地開発公社でそういう条件をつけることはよくないということで、理事会のほうでも協議していただいて、今回については土地開発公社は地役権設定を行わないと。そして買い戻ししていただいた時点で、また町のほうと協議をしていただくということでございます。

○議長（後藤信八君）

質問の意味が違うな。迂回等の必要が出たときにできるのかということ。財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

これは昔の話で、総合公園を造成したときに、従来、そこに当然高压線がありました。そ

れは迂回をさせております。これは当然町の持ち出しでしなければならないということで、町が何千万円か出して、金額は忘れましたけれども、町が費用を負担しております。そういうことで、当然高圧線が今現在通っておれば、その分の下というのは当然ある程度の制約は受けるわけですね。ですから、地役権を設定して、その地役権料をもらえば、その分、こういう言い方するとおかしいかもしれませんが、町にすれば棚ぼたという考え方もあるかと思えます。

ただ、これが一番九電のメリットとしては、地役権をその土地に設定すれば、所有者が変わってもその地役権が生きてくるということで、いろんな後の協議が不必要になるということが一番の九電としてはメリットだそうです。当然民地の上も通っております。けやき台の上も通っていますけれども、そこはもう個人さんとはほとんどされているような状況です。あれ本桜のほうにも通っていますけれども、地役権でずっと分筆をされております。ですから、当然今、この契約書を見ると4.2メートルですかね、一番下から4.2メートル以上の建物は建てないこととか、植林もしないこととかあります。それはもう当然する前からそういうことはある程度九電とも協議をしなければなりませんので、こういう言い方をすると非常に失礼ですけれども、棚ぼた的なものであるというふうに、ちょっと言い方はおかしいですけれども、そういうふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

今、財政課長が非常にメリットがあると。通常、これを見れば70,000千円、非常にメリットだと思います。先ほどちらっと言いましたように、この地役権というのは、九州電力さんが権利を取得して、その対価として所有者に払うものです。ということは、裏を返せば、もし基山町がここに公共施設とかをつくるときに、この高圧線をどうしても移転させてもらいたいというふうにしたときは、この原因者負担で、基山町が1億円も2億円も払って変更してもらわなければならないわけですよ。だから、そういうデメリット部分の地役権設定があるということを御存じだと思いますけど、それ前提でお伺いしますけど、この塚原線と城戸線の町道の上の道路についての地役権設計はどうなるんですか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

道路とか河川につきましては用途変更が将来考えられません。ですから、そういうところについては地役権設定はないということでございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

それは九電でやるでしょう。そういう前例というか、そういうとがあるわけです。道路の上でも構造物はつくらない、それは用途廃止して道路じゃなくなるかもわからんでしょう。そういうところまではないわけですか。ちょっと疑問に思ったけんですね。今は道路でも、将来的に道路じゃなくなって、宅地か何かなったときには、そこで地役権設定をするというふうな考えになるでしょうね。

そこでですけど、この九州電力の評価額が26%を対価と。この26%の根拠というのは、恐らく九州電力が示した対価だと思いますけど、一説によりますと、いろんな関係を見ますと、50%から上も評価額の対価としてしてあるところもあるようですよね、内容によっては。これは何か電気事業法か何か、そういうとで、電気事業者についての評価額はどのくらいとか、そういう基準というのはあるんですか。これはあくまでも九州電力さんが言われた評価に対する対価が評価額の26%と。その辺の基準というのとは何か、それは九電が26%と言ったのか、基山町が26%と言ったのか、お互い民民といいますか、話で26%というふうに、いや、これは法律では書いていないと思いますけど、電気事業法なり、いろんな面で26%が妥当であるとか、そういうのが基準というのがある。ただ言われたから26%、その辺をお願いします。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

26%の根拠は何かということ、端的に言えばそういうことだと思いますけれども、うちのほうが九電から聞いておるところによりますと、租税特別措置法、これは税の恩典がございます。その関係上、これは九電と国税当局がお話をされていると思いますけれども、25%以上じゃないと租税特別措置法の対象にならないということを聞いております。その関係上、25%以上を見込むということで、1%上乗せの26%の対価になっているということを聞いております。

それともう1点、50%以上あるという話をちょっとされましたけれども、それも九電から聞いた話ですけれども、50%の話は、原発から来ている相知送電線のところ、あの分が50%ということ聞いております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

結局、今の租税特別措置法との関係は、それだから九電が26%と言っているという根拠がちょっとわかりにくいんですけど、だから、租税特別措置法というのは、地役権設定することによってお金をもらう人のことでしょう。地役権自体の対価が評価額の26%という根拠はあるはずですよ。結局、これは契約するときには、九電が一方的にであって、お互いに基山町と契約をするわけですから、極端な言い方をすると、これ50%になれば基山町も140,000千円入るわけですね。重大な金銭で、九電から言われたから26%いいですよというふうにして契約というのは、町長どうですか、考え方は。それでいいですか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

九州電力管内におきましては、先ほど言いました50万ボルト、原発以外につきましては26%で九州電力管内については契約をしてあるということで伺っております。ですから、26%の根拠は、基山町と契約する場合も、おかしくはないのではないかと考えております。

（発言する者あり）

○議長（後藤信八君）

もう3回超えますが、いいですか。（発言する者あり）

ほかにありませんか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

今のことで関連で、回数オーバーだということ。

地役権設定ができたのは平成19年ですか、20年ですか、法律の改正は。この鳥飼議員の質問に一切答えていないんです。25%をなぜ設定したか。なぜ50%になったか。これ国でなぜ地役権を言い出したか。これ一つの伏線があって、例えばこういうことが考えられる。そこ

で、金を地役権払うことによって、そういうことでありましたから、電力料の上乗せをしますという、将来、布石が打てるわけです。こういうことで払っていますからね。今まで払っていなかったんだから。それは、上級職を通ったやつと、電力業界がちゃんと考えて仕組みをつくれればできるんです。そのときには理論があつて、一般電力については何十万ボルト、原子力何千ボルト、これ設定を設けられる、論理がつけるようにですね。今やっておけば、何年先には、今、原発の問題があるからということがあるだろうと。そこらあたりをちょっと調べてくださいというのが私のお願いです。調べられないかもわからないけど、国が何か変えるときには必ず根拠と論理がありますから、仕組みをつくっていますから、これは基準をそれ全部決めるんですよ。だから、鳥飼さんの答えにはならなくて、九電が言われたままにやるんですかと、何か根拠があるんですかというのが鳥飼さんの質問だったんですね。何か根拠があるはずですから、私からもお願いをしますということです。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

大変申しわけありません。今のところ26%の根拠を尋ねておりませんので、そこら辺は今後九電と協議をしていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

6 ページに行きます。

16款 1 項 1 目、3 目、寄附金。片山議員。

○9 番（片山一儀君）

ちょっと大したことじゃないんですが、ここに育英資金寄附金19千円で上がっています。町長の町政報告と金額が違うんですけど、どういうふうになっていますか。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

19千円、20千円をいただいております。これは1千円は、当初費目計上で1千円上げてお

りますので、プラスして20千円と。1千円と19千円で20千円ということでございます。（発言する者あり）当初で費目計上で1千円上げておりましたので。

○議長（後藤信八君）

いいですか。

7ページ、19款5項3目、雑入。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

歳出に行きます。8ページから。

歳出、1款1項1目、議会費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

2款1項1目、4目、6目、11目、13目、10ページまで、総務管理費。重松議員。

○6番（重松一徳君）

これちょっと所管が違いますので聞きますけれども、9ページ、1目の9節、特別旅費で500千円、話では東日本大震災に向けてのこれできたらうというふうに思いますけれども、これ500千円組まれているということは、これちょっと派遣計画、少し一般質問でも聞いていましたけれども、ちょっとこれ500千円の根拠を明らかにしてください。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

当初におきましては、こういう大震災を含んだ特別旅費は組んでおりません。それで、今、1人当たり60千円から80千円ぐらいがかかっております。あと5人ぐらいを派遣予定とはいたしておりますが、皆さんからも質問があっておりますように、今後、またさらに派遣を要するような内容等が出てきた場合には、またそのときにはお願いしたいと思っております。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

10ページまでないですね。重松議員。

○6番（重松一徳君）

10ページまででしょう。

○議長（後藤信八君）

10ページまで、13目まで。

○6番（重松一徳君）続

6目の企画費、まちづくり推進審議会委員報酬、これ議会のほうで条例を改正して、2名を4名にした部分の2名の追加だろうと思うんですね。学識経験者を2名から4名にしたと。まちづくり推進審議会の条例の中では、最低年に1回これは会合を開くことになっていると思うんですね。先ほど報酬審議会の金額なんか出ていますけれども、これ何回を予定されていますか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

特に今回、最初ということもありまして、委員さん、それから会長さんと、そういう決めるのも含めまして、一応3回上げさせていただいております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

年3回で、最初はどうしても顔見せ、それも含めて会長とかいうのも決めなければならぬだろうというふうに思いますけれども、これ3回という数が妥当なのかというのもちょっと私わかりませんけれども、これ場合によっては4年以内に条例を見直すというのがありますね。例えば1年以内に見直ししなければならないと。どうしても条例的に不備な面があるというのも、これまちづくり推進審議会の中では議題になる可能性もありますよね。そうすると、回数はまたオーバーした分については、当然また予算も組まれるだろうと思いますけれども、ここら辺は十分対応できるんですかね。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

一応年間3回ということは予定をいたしておりますが、何せ初めてのことでございますので、当然回数がふえれば、また9月なり12月、極端に言えば3月にでもまた補正の形をとらせていただく場合もそれはあると思いますので、そのときはまたひとつよろしく願いいた

します。

○議長（後藤信八君）

ほかにはないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

11ページ、総務費、2款2項1目、税務総務費。品川議員。

○10番（品川義則君）

鳥栖・基山連携強化事業負担金とございますが、これに、その上の消耗品費ですか、これについてももう少し詳しく、どういったものをされるのかですね。それによる連携でしょうけれども、町民とか、ほかの地域への鳥栖・基山という地域をアピールするというのが目的だろうと思いますけれども、そのこのところ効果はどの程度の効果を求められているのか。

それから、これはどこまで進めていくのか、対象を広げていくのか、自動車のナンバーまでいくのか、そこんところの説明をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

ただいま品川議員の御指摘の分ですけれども、まず、どこまで広げるかということですが、それについては、今回は原付バイク、軽バイクですね、50cc、90cc、125ccで計画をいたしております。

それから、先ほど一般質問で重松議員のほうで自動車の御当地ナンバーをとということがあってございましたけれども、それについては今予定はしておりません。

それから、どういう内容かといいますと、今回は、鳥栖市と基山町で連携して同じナンバープレートをつくるということで、この金型を共同で作成いたしまして、現在、鳥栖市と基山町でこの登録台数にもって案分で負担金で、基山町は市のほうで負担金を払うということで計画しております。

そしてこれについては、7月15日以後に公募でデザインを募集するという考えであります。それに基づきまして、採択された人については、入賞作品については、その中で採用作品が、例えばまだ確定はしていませんが、予算の範囲内で30千円とか、それから、優秀作品には4名とか、いろいろ予算内で計画をいたしております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

いいですか。品川議員。

○10番（品川義則君）

その軽バイクですね、大体何台ぐらいのことを予定されているわけですか。

それと、せっかく基山もイメージキャラクターが公募してできましたよね。そういったものも取り入れてするように募集要項の中に入れるのか、あるいは全く別にして、新しく募集をされるのかですね。その辺のところが、鳥栖もイメージキャラクターがありますよね。あれとの兼ね合いはどうかですね。だから、同じものをつくると、鳥栖、基山で1枚の型をつくるということなのか、鳥栖と基山はそれぞれのものをするのか。せっかくつくったあれは同意をしないのかですね。使ったものはしないのか。1回目聞いたですけど、どれほどの効果をねらってこういうことをやっているのか。ただ、連携だから、アイデアが出たからこれをやるというものか、これによってどういう効果をもたらすのかということで、とりあえず六十何万円使うわけですから。

○議長（後藤信八君）

税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

ただいまの質問でございますが、まず、台数につきましては、50ccを800枚、それから、90ccと125ccを100枚ずつの計1,000枚を予定いたしております。

それから、効果につきましては、企画政策課長のほうからお願いしたいと思います。

（「公募は」と呼ぶ者あり）

それから、公募は、あくまでも鳥栖市と基山町で同じものをつくるということですので、デザインは一緒です。だから、地域でこのイメージキャラクターといいますか、イメージしたデザインをお願いするという格好で公募したいと思っています。

以上です。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

ちょっと今税務住民課長が申し上げましたが、必ずしも基山と鳥栖市ですか、あれを条件

につけることはないと思いますけれども、結果的にそういう出てくればまた別ですが、多分そのあれはないと思います。

それと、効果につきましては、当然鳥栖・基山地域の一体感の醸成というのは、これはもう連携事業の目的ではございますけれども、それと、そういうことをやることによって鳥栖・基山地域のPR、これに貢献するのではないかとということで、そういう効果をねらいながら、今回、お願いしているところでございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

800枚と100枚、100枚で1,000枚ですけれども、これは順次新しく登録があった場合にするわけですね、一気に1,000枚がぼっとやるわけじゃなくて。

○議長（後藤信八君）

税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

今回の先ほど言いました1,000枚の作成は、同時1年間で今回予算を上げさせていただきまして、1,000枚作成いたします。そして、この1,000枚の交付については、新規登録者ないしは今まで持ってあったナンバーと交換、これは自由選択でされるということで計画をいたしております。だから、古いナンバーとの交換もできます。

以上です。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

12ページに行きます。

2款3項1目．戸籍住民基本台帳費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

13ページ、2款4項6目．農業委員会委員選挙費。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

民生費に行きます。14ページ、3款1項1目、2目、4目。ありませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

今回、2目の11節、修繕料、言われましたように、憩いの家の修繕、シロアリが出ていると、ふろ場が傷んでいるというのが言われましたけれども、ここはずっと去年おとしぐらいからですか、補正なんかで小まめに修理をされていますね。そういうのはないですか。ボイラーとかですね。そうすると、建築されてもう30年ぐらいですかね、もう少しなるのかな、もう少しなりますね。そうすると、ここは思い切ってですよ、70,000千円も今回臨時収入もありますけれども、リフォームじゃないんですけれどもね、もう少し思い切ってできるところはもうしたほうがね、何か防音的に改修工事をするんじゃないかと、もう少し長く使おうと、使えるのは長く使ったほうがいいだけに、この辺は少し計画かなんかされていますか。どこを担当課になるか。

○議長（後藤信八君）

ここはどちらですか。健康福祉課長、憩いの家、違うですか。（「指定管理やけん」と呼ぶ者あり）ああ、指定管理者。町長。

○町長（小森純一君）

確かにもう先々使えるような建てかえ、あるいは大々的なリフォーム、その辺を考えるのも一つだろうとは思いますが、現在のところはそれ計画はいたしておりません。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

15ページ、3款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

16ページ、4款1項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

17ページ、6款1項2目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

18ページ、6款2項2目。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

19ページ、8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

20ページ、8款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

21ページ、8款3項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

22ページ、8款4項1目。片山議員。

○9番（片山一儀君）

ここ一般財源から特別会計へ繰り出されているんですけれども、公共下水道関係のところへ特別会計へ繰り出す、この前、国民健康保険のほうに出てきたんですね。恩恵を受けていないところの財源を特別会計に、本来、特別会計というのは、その収支で賄えることが特別会計をつくる原因なんですね。それを軽々に持ち込むというのはね、そのもともとの特別会計やっている収入を得るための働きが悪いんじゃないかと。だから、自分で本当は収入を得なきゃいけないのを、働きが悪いから一般財源から繰り入れていると、こういうことになるわけですよね。その基準は何か考えられていますか。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

はい、確かに議員御指摘のとおり、特別会計は原則独立採算性を保つというのが原則でございます。

ただ、国民健康保険にしましても、近々の医療費の高騰等により、厚生労働省の課長内簡

か何かだったと思いますけれども、首長の裁量により人件費とか、最低事務費等は繰り入れることができると、できますよというふうな通達が、ちょっと年度は忘れましたが、来ております。

それから、下水道につきましては、今御存じのとおり、まだ下水道工事が最後まで進んでおりません。普及率もまだまだそこまでいっておりませんけれども、一定の採算ベースに乗るまでは、これはもう庁内で当時の町長等が決められたことですので、流れに乗るまでは人件費の2分の1とか、そういうのは一般会計で見らざるを得ないというふうな判断のもとに繰り出しを行っておるところでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

要するに、特別会計をやっているところの職員は一般の職員なんですね。だから、どこから出しても同じなんですが、そういうことじゃなくて、基準をつくっていますかと聞いているんです。確かに今、基山町国民健康保険に一般財源は入れていないですね。非常にしっかりやられている。鳥栖あたり入れていますね。要するに、社会保険を払っている、一般財源から国民健康保険に入れるということは、これは社会保険を払っている人はダブルカウントになることがあるんですね。ですから、ちゃんと特別会計のものをきちっとするわけですね。今、基山町で、たまたま今回質問させていただいたんですけれども、基準を何か明確にお持ちですか。いや、これ人件費しか入れないよというのをつくってあるんですかとかね、人件費の2分の1ですよ、3分の1ですよ、その基準は何ですか。あれば、国民健康保険に3分の1入れて、国民健康保険を安くできるわけですよ。補てんすれば負担を少なくするんですから、収入を少なくすりゃいいんですからね。保険税を少なくすることができるわけです、一般財源を入れれば。だから、その基準がありますかと聞いている。

○議長（後藤信八君）

基山町の繰り入れ基準。財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

内規的なものは持っておりますけれども、明確な公表できるような基準といえますか、規則とか、規定とか、そういうのはございません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

内規があったら、その内規を公表していただけますか。今出していただけますか。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

さっき言いました、当時の町長あたりの決断でございまして、内規としての文書はないということでございます。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

23ページ、8款5項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

24ページ、9款1項2目。林議員。

○11番（林 博文君）

この消防費関係については、4月の第1日曜日に入・退団式がありましたが、3,292千円の支払いの基準の内容をもう一回よかったら説明いただきたい。例えば、10年以上の場合が何人で、10年以上の場合は幾ら払っておることがわかれば、人数等よろしく願います。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、15年以上の部長及び班長は1名で308千円、10年以上の部長及び班長は233千円の4名で932千円、10年以上の団長につきましては2名（発言する者あり）ああ、失礼しました。10年以上の団員につきましては2名で214千円の428千円、5年以上の部長及び班長は154千円で4名の616千円、5年以上の団員は144千円の7名で1,008千円、合計が3,292千円となっております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

今、本当に団員さんが少なくなって、なかなかこの消防団に入られる団員さんを部落のほうで見つけよるっちゃ大変でしょうが、退職金がいつからこんなに下がってきたわけですか。前は10年以上だったと思いますが、私たちのときはですね。

それと、よくこれを退職された後、団員が旅行に行って、大概この退職金の分については没収されたり、それに使われたりされているところもありますが、5年以上になったのはいつごろからですか。ちょっとわかれば。（発言する者あり）そげん早かったね。私どものときはもらわんごだった。（発言する者あり）（「3年じゃろう」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

額の改正については相当前ということで、変わっていないと思います。

それから、使途については、ちょっと私のほうからどうこう言うべきものじゃありませんので、ちょっと答弁は控えさせていただきます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この3,292千円というのは、もうほんな一般財源の町費から払ってあるわけですか。国庫の補助からですね。はいはい、わかりました。ちょっと最後。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

歳入につきましては、一番初めに歳入のほうで述べさせていただいていますけれども、（「全額」と呼ぶ者あり）はい、全額共済関係のほうから出ております。

○議長（後藤信八君）

25ページ、10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

26ページ、10款2項3目。大山議員。

○8番（大山勝代君）

3目の4節、8節、11節、12節あわせてですけれども、歳入のほうで魅力ある学校づくりの補助金ということで、合わせて145千円ですよ。

それで、質問ですが、Q Uテスト、もう一回教えてください。

それと、説明のときに、基山小に県指定として学力向上の取り組みできたということですが、どこからどれだけの取り組みの期間で、その後の報告までの形といいますか、わかるところで教えてください。

○議長（後藤信八君）

教育長。

○教育長（大串和人君）

Q Uテストについてまずお答えをいたします。

Q Uテストというのは、子供たちが学級への存在意識といいますか、存在感をアンケートによって調査するというか、テストといいますか、調査ですね。満足しているグループと不満足グループ、それから、これはどうしても支援しなきゃいけないグループとか、グラフを縦軸と横軸に書きまして、右上のほうが一番好結果というか、一番うまくいっている、中でうまく生活している、左下の子供たちが一番学級に対して適応していないという、そういうようなテストをする、テストというか、アンケートでございます。Q Uテストでございます。

それから、この事業は県が昨年からはじめた事業でございまして、県が各学校の課題に対して、この補助金の額でもって支援をしていくという、そういう取り組みでございます。ですから、県もそれなりのスタッフを組んで学校を支援していくというプログラムでございますが、額の中がそんなに多い額じゃありませんので、もう学校もこの額の中でできるだけ効果を上げるということでやっていきます。

その中で、県内が今52校これに該当しているところがあるようです。昨年からの継続とことしの新規合わせて52校。その中で、基山小もことしから事業に参加してやるわけですが、基山小は「キャリア教育」ということをテーマに上げて、家庭や地域と連携した取り組み、いろんなそういう農業生産体験でありますとか、また、いろんな労働に対する体験、社会福

社の体験とか、そういうことを体験させながら、そこで培った意欲というものを学習につなげようという、そこで学力を向上させる手だての一環としようという、そういうことを仕組んでいるところでございます。もう事業としては計画も始まっておりますので、単年度で報告を出す予定ですので、恐らく年度末前に一定の報告が出るものだと思っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ちょっと聞き漏らしたのですが、平成22年度から始まって、今年度新たに基山小が参加をしたということですかね。

それとですよ、歳入の説明のところで県指定という言われ方をしたので、私は、ちょっと私自身の経験上どきっとしたんですよね。県指定といいましたら、何かのテーマがあって、1年なり2年なり取り組みをして、2年の後半のところで発表、その発表の形態がもうとっても簡素なものから公開ということになるので、その辺を懸念しての質問ですが、いかがですか。

○議長（後藤信八君）

教育長。

○教育長（大串和人君）

県の指定というふうな伝え方したら、それは間違いであります。こちらのほうからリクエストをして、やりたいということで基山小のほうの手を挙げて、そしてプログラムを経て認定されてやっていくということで、発表にしても、自主的な色合いが非常に強い発表の形式でございます。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

そしたら、確認ということですが、単年度での計画報告だけで終わる、公開報告とかというのはないわけですね。ということを望みますが。

○議長（後藤信八君）

教育長。

○教育長（大串和人君）

そのことについては学校の考えで、書面でやったり、研究授業とか、そういう程度で報告をするか、そういうことは学校の裁量によって、県が縛りをかけているということはないというふうに理解をしております。

○議長（後藤信八君）

27ページ、10款3項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

28ページ、10款4項1目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

29ページ、10款5項1目、3目。松石議員。

○12番（松石信男君）

19節の県民体育大会市町負担金ということですが、何か今度基山町で開催されるとかな、ちょっと説明してください。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

一応県民体育大会、今、地区で持ち回りになっておりますので、今度東部地区ということですので、基山では種目がソフトボール、テニス、卓球等が予定をされているところでございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

負担金を40千円、県民体育大会に基山町はこれ出していると。これ40千円ぐらいのもんですか、県民体育大会には。そんならいのもんですか。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

一応県が負担する分もございます、大きくはですね。一応県民体育大会の各市町の分担金

ということで、10市10町分で合計で1,861千円が予定されています。これのほかに県が独自で予算化をしている分がございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そうすると、基山町で今回ソフトボールとかテニスとか、卓球も言われたかな、すると。それをするわけですが、その費用についてはどうなるんですか。また県のほうから配分されると。いや、基山町だけのお金でせにゃいかんと。それはどうなんですか。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

一応こういうふうにして負担を各市町でしますけれども、この中から事務局費というような形で補助金が来ます。やはりもう60千円とか70千円とか、そういう数字ですので、やはり看板をつくる程度とか、そういった程度にしか使えない状態ですが、一応その後に担当の市町に配分がございます。

○議長（後藤信八君）

30ページ、14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第38号議案に対する質疑を終わります。重松議員、明細。

○6番（重松一徳君）

済みません。32ページについて少し質問します。

これは職員の給与の明細の部分で、問題は職員数ですね。会計ごとに職員数は出されますので、一般会計で補正前が138名と、国保に3名、下水道に2名ですか。今、基山の一般職の職員の方は合計143名ですかね、計算上はなと思いますけれども、補正で今回マイナス1と、1名が退職された。うわさによれば、ことしの3月31日付ですか、中途退職ということだろうと思うんですね。そうすると、国土調査が終わるということで、職員の定数管理では、来年の職員数は140名というふうになっちゃう部分もあるんですが、今の職員数の状況、そして来年度の職員数の計画について、この辺詳しく説明をお願いいたしま

す。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

現在の職員の、まず平成23年度の定数につきましては144名となっております。それから、今言われました中途退職者が2名おりまして、ここに出しております一般が137名で、国保関係で3名、下水道2名ということで、142名となっております。それに来年度は、そういった定員管理の中で140名となっております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

この場で聞いておかないと間に合わなくなりますから、この場で聞いておきます。

というのは、職員の新規採用の募集をする時期が結構早い時期になると思うんですね。まず1次の佐賀県内での試験がありますので。そうすると、来年度は140名と。現在、職員は142名ということで、定年退職される方が、もうこれ定年退職は何名ではっきり数がわかりますね。これ来年採用をどのような人数、一般、専門的な職員もいらっしゃると思いますけれども、これわかる部分、説明をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

先ほど言いましたように、現在142名の職員に対しまして、来年度140名ということで、3月の退職者が7名、それで、新規採用者は今のところ5名を予定いたしております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

これ今の社会情勢か、いろんな部分あるだろうと思いますけれども、ここ何年か見れば中途退職が必ず出ていますね。だから、4月1日の発足時に定員管理に満たずにマイナスで出発をしているというのがここずっと二、三年、私が知っている限りありますね。そうすると、これは前回、平田前議員も質問もよくされていましたが、後補充、例えば今回は3月

31日でしたので、間に合うかどうかわかりませんが、例えば年内だったら、多分最終的に2次の合格発表は11月だろうと思うんですね。11月ぐらいだったろうと。そうすると、例えば、その後、年内だったらまだ後補充の期間もあるのではないのかなと。新年度になればいろんな問題が出てきますよね。確かに前回も私も一回質問しましたがけれども、番号をつけてから予備でというふうになれば、その人を拘束するようになるから採用できないと、それはできないんだと。しかし、年度内だったらまだ追加採用もできると思うんですね。言うように、4月を越えれば難しいかもしれませんが、この辺は少し考えないと、どうしても中途退職が今出ているのが現実問題としてありますから、この辺何か考えはありますか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、来年の退職を途中でされる方については、5月31日までに届けば、まず新規採用には当然間に合いますので、それから新規採用数が確定すると。しかし、昨年度の場合は、その確認もちょっととらせていただいて、間に合う形で最終ぎりぎりまで調整をさせていただいたんですけど、その辺の判断が確実にとれなかったと。最終的に退職を言われたときには、もう採用には間に合わなかったと。最終的に採用は、新規採用枠に対して何名というのがもう決まっております。その枠の中で、発表する前にそれが間に合えば、県との協議の中で、例えば、5名が来年予定していれば、6名に対すれば何人までの採用枠の中でとれるということになりますので、その採用枠でとれますけれども、採用した中で、採用の人数の確定の分だけしかあくまでとれません。議員が前回も質問されましたように、予備者を設けるという制度等とはなっておりませんので、できる限り中途退職の方については早目の希望を出していただくように、今後も行っていきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

以上で第38号議案に対する質疑を終わります。

このまま続行します。

日程第12 第39号議案

○議長（後藤信八君）

日程第12. 第39号議案 平成23年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の21ページ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

下水道会計、事項別明細書の3ページをお開きください。

歳入、6款1項1目、2目、基金繰入金。ありますか、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

6款2項1目、一般会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

歳出に行きます。

5ページ、2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

6ページ、2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第39号議案に対する質疑を終わります。

日程第13 報告第3号

○議長（後藤信八君）

日程第13. 報告第3号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とし、
本案に対する質疑を行います。

議案書の23ページにお戻りください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、報告第3号に対する質疑を終わります。

日程第14 報告第4号

○議長（後藤信八君）

日程第14. 報告第4号 基山町土地開発公社の事業報告についてを議題とし、本案に対す

る質疑を行います。片山議員。

○9番（片山一儀君）

この諸表を見せていただきますと、ほとんどの出費は管理費というか、役員報酬になっています。この土地開発公社の報酬基準というか、そういうのはどうなっておりますでしょうか。ほとんどがこれ報酬ですよ。年何回して、どういう報酬基準になっているか、ちょっと調べてもわからなかったんで、教えていただければと思っております。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

理事さんの報酬につきましては、非常勤特別職と同じ5,700円をお願いいたしております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

それはやったときだけということですか。はい、わかりました。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

土地開発公社ですね、今、私たちがここにおりますこの庁舎、この辺の周辺、公園、これもすべて土地開発公社の先行取得により、急激な利子の高騰を抑えるために先行投資をして、こういう公共資産を買い取るための土地開発公社であるわけですよ。今の時点においては、これは地価が上昇しておりまして、10年先分と一緒に買っておかないとどこまで上がるかわからないということで、先行投資をするための土地開発公社でございますけど、これ見ていただきますとわかりますように、現時点での土地開発公社、これ非常に各地方公共団体で問題になっていますよね。土地開発公社の塩漬け土地があってもどうにも売れない、買い戻しもきかないということで、うちの場合は非常に今までがスムーズになっておって、今、この土地開発公社で問題になっているのは、80,000千円を土地開発基金から借りて、将来の図書館建設用地のために、土地開発公社が持っている金80,000千円を、土地開発公社は土地開発基金からお金を借りて基山町のため財産を所有しているんですね。毎年360千円かの利息を払っているんですよ。これを真つすぐ、土地開発公社はもう存在理由はない現実で、これを解

散して、もう土地開発基金なり、基山町の財産にその80,000千円をすれば利息も払わなくていいんですよ。今のような状態でしておけば、営々と土地開発の理事会を開いて、毎月、毎年30千円、50千円の報酬を払って、そういうふうな経済性が全くないこの土地開発公社はもう私は廃止すべきであり、もう今まで土地開発公社が基金から買った柿ノ原の土地もあると思いますけど、その問題と、この図書館用地、児童館用地のここが80,000千円、これを早く清算して、基山町の町有地へ、今、登記は町有地になっておると思います。だけど、金自体が、土地開発基金から金を土地開発公社が借りて、町のかわりに土地を保有しているという、非常にいびつな財政状態になっておるんですよ。これは一刻も早くこの土地開発公社を解散して、また、そういう時期があと10年、20年先に来るか来んかわかりませんが、そういう来たときには、またこういう土地開発公社のシステムを導入してもよろしいと思いますけど、私は、これのもし急にでも解散できなかったとしても、これは、これについての土地開発公社から一日も早く図書館用地とか、柿ノ原の町有林ですか、その辺のあれを、恐らく登記は基山町になっていると思いますからね、なっていないですか。その辺の状況をちょっと。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

図書館、それから、児童館用地につきましては土地開発公社の所有ということになっておりますので、町の所有ではございません。まだ買い戻ししておりませんので。

それと、土地開発基金で仮にこれを買上げましても、土地開発基金でまた利息が発生いたしますので、町が買い上げるときは、またその利息分も含めてなりますから、それは同じことだと思います。

それで、議員御指摘の土地開発公社を解散するのが目的であれば、当然、例えば買い戻しをして、土地開発基金のほうでまた所有をしていくということも一つの方法だと思いますが、それとは別に、早く土地を買上げるということであれば、やはり事業を確定させて、必要な例えば公園とするならば、8款で買い戻しをちゃんとするという予算措置をしていただければ、もう土地開発公社はすぐ売却をさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

課長、基山町土地開発公社の名義ではないんでしょう。基山町の（発言する者あり）名義はまだ土地開発公社ですか。そんなら、柿ノ原の（発言する者あり）底地が基山町になっていないと。（発言する者あり）

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

済みません。私の説明が。

柿ノ原の分につきましては、土地開発基金のお金で一応先行取得をしております。私の担当は土地開発公社ですので、土地開発公社の分は別の組織ですから、土地開発公社所有ということで、今、登記上はそういうふうになっているところでございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ということで、町長おわかりと思います。この土地開発公社ですね、先ほどお話ししてもちょっとわからないと。こういう状況ですから、担当課長と十分協議をされて、将来性を見越してして、今までの時点では、この土地開発公社というのは非常に有益な利用だったということは私も十分認めます。しかし、現状では全くもう用を成していない制度と思いますので、今後整理ですか、無駄な町有地と言うちゃ失礼ですけど、なくすためにも、土地開発公社の整理といいますか、統合をぜひお願いして、要望にかえます。

以上です。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

9ページですが、損益計算書が出ています。私ちょっとよくわからないんですけども、当期損失が1,159,215円ということで、まあ、事業をやっているけど、赤字がどんどん出ていると。どんどんというか、22年度これだけ出たということなんですか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

済みません。お待たせしました。

まず、1,162,294円の内訳につきましては、20ページをお開きいただければ、そこで、まず需用費、これは今、草刈りを緊急雇用の皆さんでしていただいております。これは本来からいうと土地開発公社ですべきでございますけれども、それに関連する消耗品をこちらで購入させていただいております。それから、役務費につきましては、アルファードを所有しておりますので、これを今回車検ということで、そのときに発生します修理費も含めて187,115円出ささせていただいております。それと、それに伴います公租公課費で50千円と。それと、あと減価償却につきましては、ページといたしましては15ページをよろしいでしょうか。15ページの、ここに書いております866,779円、この減価償却、これは車両アルファードの分の減価償却費ということで、その積み上げが1,162,294円ということでございます。それから、事業外収益、これは定期預金とかいたしておりますので、その利息が収入として入っております。その差し引きで、1,162,294円から利息分の3,079円を差し引いて、当該損失といたしまして1,159,215円ということになっております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

私も鳥飼議員と全く同じなんですけれども、経費が1,160千円ばかりかかるし、人件費も39,900円、報酬費なんですけれども、土地開発公社でかかっているわけですね。さっき当期損失というのは、これは赤字なんですかというふうに聞いたら、赤字と。ずうっと赤字のままやっていったら、私は、そんな赤字のものを続けていいのかと。だから、もう一刻も早く解散すべきじゃなかかと私は思うんですよ。先ほどね、いや、あそこが利用が確定してもらえば、それは解散できますというような見解だったと思うんですよ。そしたら、確定しない限りは、ずうっと毎年1,500千円ぐらい赤字、赤字、赤字と。22年度が2,160千円ばかりの赤字だったか、ちょっと前年度のは見ていませんけれどもね。こんなふうにずうっと赤字のまま、人件費も要る、いろんな需用費なんか経費も要る、そのまま続けてよかとかと私は思うですよ。それが素人的な考え方かもしれませんけど。だから、一刻も早く解散すべきじゃなかとかと。鳥飼議員も言われたですけど、そういうふうに私もちょっと素人ながら思っているんですけれども、これはずうっと土地開発公社は事業を続けにやいかんとですか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

当然このままでいけば理事さんの報酬、それから、車検があればもちろん、あるときですけども、そういう費用、場合によっては何かちょっとほかに出てくる場合もありますけれども。

ただ、土地を買い戻しすれば、ここで何らかのお金で1億何千万円程度入ります。そのうち、土地開発基金で借りている80,000千円を当然返さないといけませんので、その分を差し引くと、単純にざっとした計算でいきますと、4,000千円程度は土地開発公社に残るということになって、それを食いつぶしていくと、当然最終的には赤字につながっていくということになりますので、今の状況では、いわゆる余り事業をしていない中で、必要経費だけをずっと出していくということになりますので、議員御指摘のとおり、最終的には赤になって、お金がなくなってしまうということにもなる可能性は当然あるということでございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにはないですね。重松議員。

○6番（重松一徳君）

今回、報告についても質問できることになりましたので、ちょっと私もこれ見ていてなかなかわからないんですけども、16ページが一番わかると思いますね。

図書館と児童館用地合わせて5,998平米と。用地費が105,220千円ですので、この金額で用地を購入したと。そして補償費、測量費、そして調査費等を入れて、今回、利子が360千円ですか、について、結局、当期のこれ資産として120,100千円ということですよ。この評価額ですね、残高で約119,740千円と。そうすると、これ平米数にすれば約20千円ぐらいですよ。先ほど九電からの地役権の設定で固定資産の評価額、平米当たり26,082円ですか、九電の評価額だったらもう平米当たり50千円と。この最初の用地費ですね、このときの単価は大体幾らで買われたんですか。

問題は、その当時の計算はどのようなやり方でされていますか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

例えば、図書館用地を単純に用地費から面積で割ると17千円程度になります。当然当時は鑑定をちゃんととった上で、個人の方から土地開発公社が購入させていただいておりますので、そういう鑑定をとって購入したものだと。これは申しわけありません。私たちも当初からこれに携わっておりませんので、当然そういうちゃんとした形をとって購入させていただいているものだというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

いいですか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

じゃ評価額を出すときにですよ、例えば現在の資産、じゃ今の基山町ですよ、今回、資産の評価額ですよ、この近く。26,082円出されているでしょう。これとの関係は、現在の基山町の財産としての価値観は幾らになりますか。意味がちょっと。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

申しわけありません。ちょっと私もその今の現状での評価額は出しておりませんので、一応公社として買い戻しをしていただくときは、当然利子も全部含めた価格で買い戻しをしていただくようになりますので、そこら辺につきましては、今の現在の地価といいますか、評価といいますか、それについては直接的には把握をいたしておりません。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

何で私がここを聞いているのかといえば、今言うように、買い戻しするというのが、基山町が買い戻しますよというのが前提ですね。だから、結局、単価にすればですよ、購入金額に、結局、ずっと測量費とか、補償費とか、利子を加えて、今のこの資産というふうになっていますよね。

しかし、例えば、旧内山建設から土地を購入したりするときに、やっぱりその評価額ですね、取引金額、これをもとにやっぱりしますよね。だから、必ずしも今持っている児童館の用地がですよ、基山町が買い取らなくても、いろんなとり方ありますよ。それはもう私は余り賛成はしないんですけれども、売却はですね。それも一つの選択肢というふうになったら

ですよ、きちっとした評価額というのをどこかの段階でやっぱり出さなければ、これが商取引じゃないんですけれども、これはそういうのは計画はないですか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

これはあくまでも公有地の拡大の推進に関する法律に基づきまして購入をいたしております。ですから、例えば第三者に売となった場合については、この法律によって購入をいたしておりますので、それをまず変えて、例えば、売られた方がこういう公有地拡大のほうで大分工事を受けられてしてありますので、そういう問題までずっと整理しないとできないと。ですから、あくまでも公有地拡大ですから、例えば公園にするのであれば、公有地拡大の中に含まれるから、そこら辺の用途変更はいいですが、全然形が変わった形で売却となると、そういう問題が発生するから、それはいろんな協議がまた必要だということになると。（発言する者あり）そうです、そうです、そういうことでございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、報告第4号に対する質疑を終わります。

以上で質疑のすべてを終結します。

日程第15 委員会付託

○議長（後藤信八君）

日程第15. 委員会付託を議題とします。

しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（後藤信八君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議

案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決しました。

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午後 4 時38分 散会～